

丹波山村

高齢者保健福祉計画・ 第9期介護保険事業計画

計画期間：令和6年度～令和8年度

えにし つむ
縁が紡ぐ 健康と安心の村 たばやま



令和6年 3月
丹波山村

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 介護保険法の主な改正内容	2
3 計画の法的根拠と位置付け	4
4 計画の期間	5
5 策定体制	5
第2章 丹波山村の高齢者等を取り巻く現状と課題	6
1 高齢者人口等の現状	6
2 介護保険事業の現状	10
3 アンケート調査結果からみる高齢者の現状	14
4 第1号被保険者数等の将来推計	20
5 第8期計画の取り組み評価	21
6 計画策定に向けた現状と課題のまとめ	26
第3章 計画の基本的な考え方	27
1 基本理念	27
2 基本目標	28
3 施策の体系	29
4 日常生活圏域の設定	29
第4章 基本目標に係わる主な取り組みの実施	30
1 基本目標1：保健・福祉サービスの充実	30
2 基本目標2：地域支援事業の推進	38
3 基本目標3：安定した介護保険サービスの提供	47
第5章 介護保険事業費の算定	54
1 介予防給付費・介護給付費の見込み	54
2 介護保険料の算出	57
第6章 計画の推進に向けて	61
1 連携体制の強化	61
2 情報提供と相談体制の充実	62
3 サービス手続きの簡素化	62
4 介護人材の確保等に向けた取り組み	63
5 災害や感染症対策に係わる体制整備	63
資料編	64
1 丹波山村介護保険事業計画策定委員会設置要綱	64

1 計画策定の趣旨

我が国の高齢化は諸外国に例をみないスピードで進んでおり、今後の人口推計をみると、高齢者数は令和 24（2042）年頃まで増加するとともに、要介護率が高くなる 75 歳以上の後期高齢者人口の割合についても、増加し続けることが予想されています。

特に、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7（2025）年以降は、医療や介護の支援を必要とする人の増加が見込まれるとともに、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化することも予想され、膨らみ続ける介護サービス需要への対策と高齢者を地域で支える仕組みづくりを積極的に推進していくことが必要とされています。

このような状況を踏まえ、国においては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制となる地域包括ケアシステムを整備・構築することが示されてきました。

また、平成 29 年に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援をはじめ、要介護状態の重度化防止や地域共生社会^{*}の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することが求められています。

さらに、第 9 期介護保険事業計画の基本指針では、地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤として、これまでの制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超え、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取り組みを促進する観点から、総合事業の充実を推進していくことが求められています。

本村においては、人口減少や高齢化が急速に進む中、令和 3 年に「丹波山村高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画」を策定し、本村の高齢者に向けた保健福祉施策と介護保険事業を進めてきました。第 9 期においても、引き続き高齢者が安心して地域で生活を続けていくことができるよう、本村の高齢者介護施策の総合的な方向性等を示すものとして「丹波山村高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」を策定します。

^{*}地域共生社会とは、社会的に孤立した人や老老介護、引きこもり、生活困窮者等、「世帯の複合的な課題」や「制度の狭間（これまでの制度で対象とならなかった課題）」をはじめ、これまでの制度の枠組みでは対応が困難だった生活課題に対し、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、共に支え合う地域を創っていく社会のことです。

2 介護保険法の主な改正内容

(1) 「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」における介護保険関係の主な改正事項

I. 介護情報基盤の整備

- 介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施
- ・被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を介護保険者である市町村の地域支援事業として位置付け
- ・市町村は、当該事業について、医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託できることとする

II. 介護サービス事業者の財務状況等の見える化

- 介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備
- ・各事業所・施設に対して詳細な財務状況（損益計算書等の情報）の報告を義務付け
- ・国が当該情報を収集・整理し、分析した情報を公表

III. 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取り組みに係る努力義務

- 介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取り組みを推進
- ・都道府県に対し、介護サービス事業所・施設の生産性の向上に資する取り組みが促進されるよう努める旨の規定を新設 等

IV. 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

- 看護小規模多機能型居宅介護について、サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進める
- ・看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス（療養上の世話または必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化 等

V. 地域包括支援センターの体制整備等

- 地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備
- ・要支援者に行う介護予防支援について、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施可能とする 等

資料：厚生労働省「全国介護保険担当課長会議資料（総務課）」（全国介護保険担当課長会議
／令和5年7月31日）

(2) 第9期介護保険事業計画の基本指針のポイント

I. 介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更等既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

② 在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等地域密着型サービスの更なる普及
- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるように、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

II. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み

① 地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取り組みを促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③ 保険者機能の強化

- ・給付適正化事業の取り組みの重点化・内容の充実・見える化

III. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備等の取り組みを総合的に実施
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

資料：厚生労働省「基本指針の構成について」(社会保障審議会介護保険部会 第107回)

3 計画の法的根拠と位置付け

(1) 法令根拠

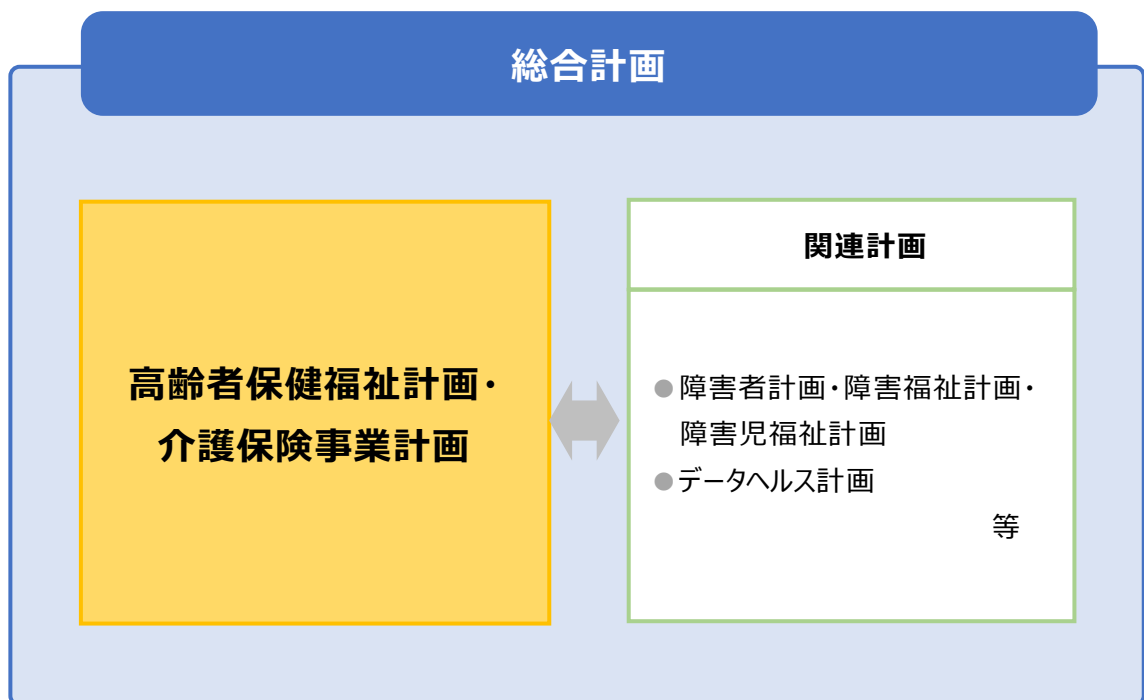
介護保険事業計画は、介護保険事業運営に係る保険給付の円滑な実施等に関する計画であり、介護保険法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画です。

また、高齢者保健福祉計画は、高齢者保健福祉施策を総合的に推進するための計画であり、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に規定する市町村老人福祉計画です。

(2) 他計画との整合

本計画は、本村の「総合計画」を上位計画として位置付けるとともに、本村における高齢者福祉に関する基本的な考え方及び施策を示すものです。

また、「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」や「データヘルス計画」をはじめとした各種関連計画との整合性や連携を図っていきます。



4 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3か年計画として策定します。この計画に基づき、3か年の第1号被保険者（65歳以上高齢者）の介護保険料の水準を決定します。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	第8期							
	見直し・計	→	第9期					
				見直し・計	→	第10期		

5 策定体制

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等アンケート調査の実施

本計画を策定するにあたり、高齢者の現状やニーズを把握するための調査を実施しました。

介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	<ul style="list-style-type: none"> ●調査対象者：丹波山村在住の65歳以上の一般高齢者・要支援認定者（配布数149人） ●調査期間：令和5年7月31日～9月8日 ●調査方法：村役場職員による配付・回収 ●回収件数：132件（回収率88.6%）
在宅介護実態調査	<ul style="list-style-type: none"> ●調査対象者：丹波山村在住の要介護及び要支援認定者（対象者13人） ●調査期間：令和5年7月31日～9月8日 ●調査方法：訪問による聞き取り ●回収件数：13件（回収率100.0%）

第2章

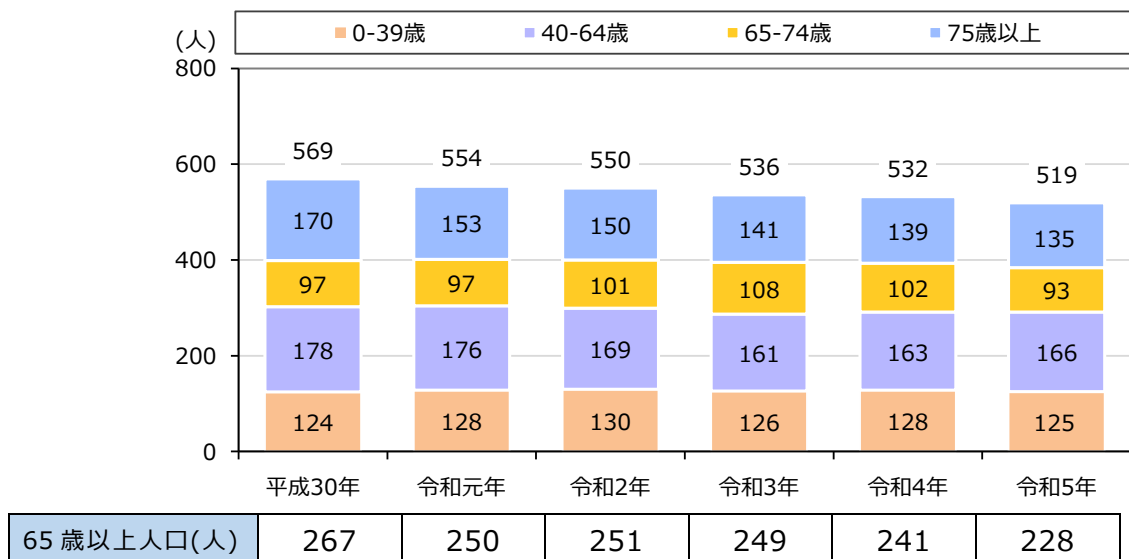
丹波山村の高齢者等を取り巻く現状と課題

1 高齢者人口等の現状

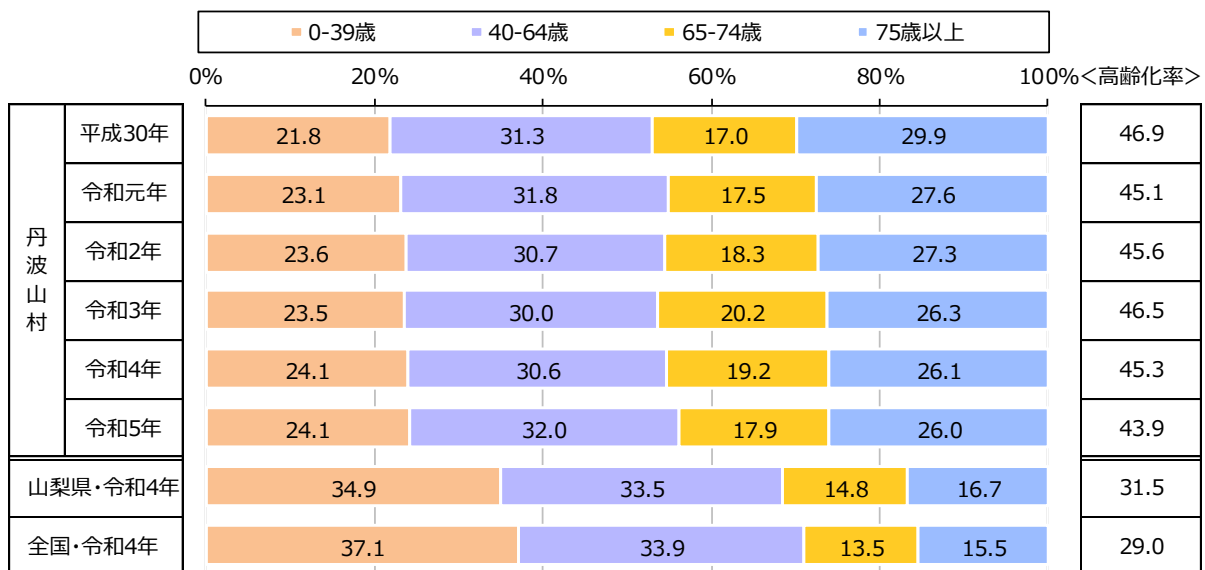
(1) 総人口と年齢4区分別人口の推移

本村における総人口の推移をみると減少しており、令和5年では519人となっています。65歳以上の高齢者人口をみると、令和3年以降減少し、令和5年では228人で、高齢化率は43.9%となっています。また、令和4年時点の高齢化率を国・県と比べると、国と県の水準を上回っています。

【総人口と年齢4区分別人口の推移】



【年齢4区分別人口構成比の推移】



資料：丹波山村は、住民基本台帳（各年9月末）
山梨県と全国は、総務省統計局人口推計（令和4年10月1日現在の人口／令和5年4月公表）

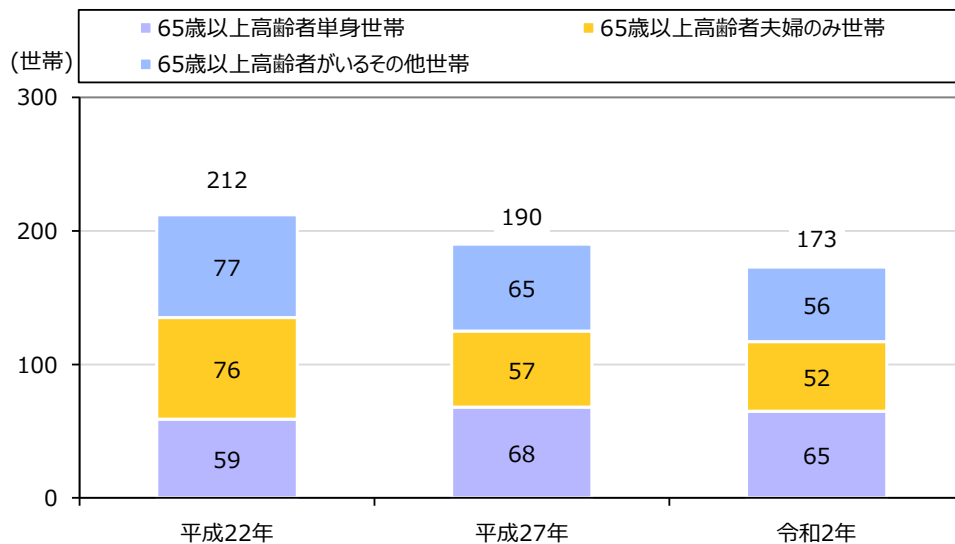
(2) 高齢者世帯の状況

65歳以上の高齢者がいる世帯数の推移をみると、全世帯数では減少しており、令和2年では173世帯となっています。

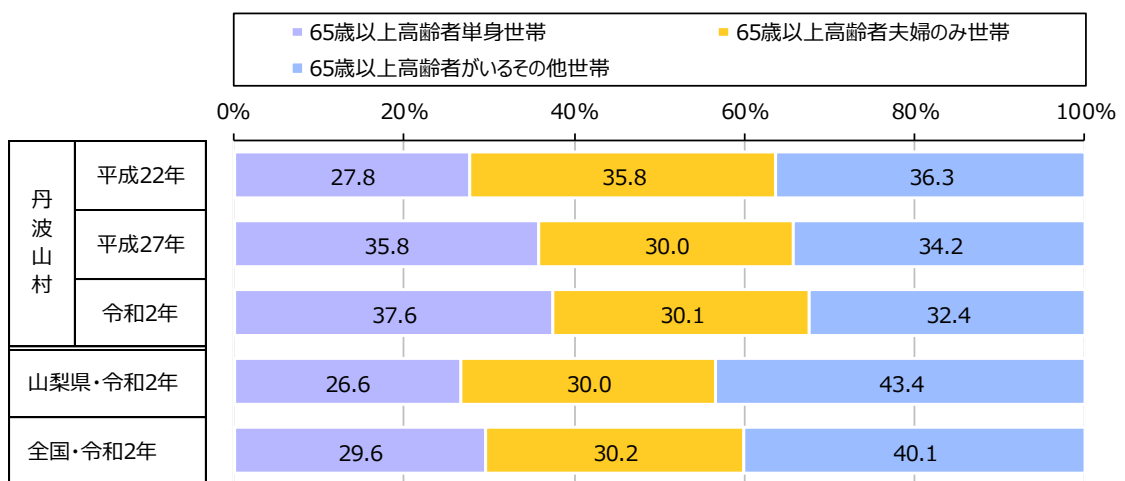
その内訳をみると、令和2年では平成27年と比べいずれの世帯も減少しており、高齢者単身世帯が65世帯、高齢者夫婦のみ世帯が52世帯、高齢者がいるその他世帯が56世帯となっています。

高齢者がいる世帯に占める高齢者単身世帯、高齢者夫婦のみ世帯等の割合をみると、高齢者単身世帯の割合が増加しています。また、令和2年時点の割合を国・県と比べると、高齢者単身世帯の割合が国や県の水準より高く、高齢者がいるその他世帯の割合が国や県の水準より低くなっています。

【高齢者がいる世帯区分別世帯数の推移】



【高齢者がいる世帯区分別割合の推移】



資料：国勢調査(各年10月1日)

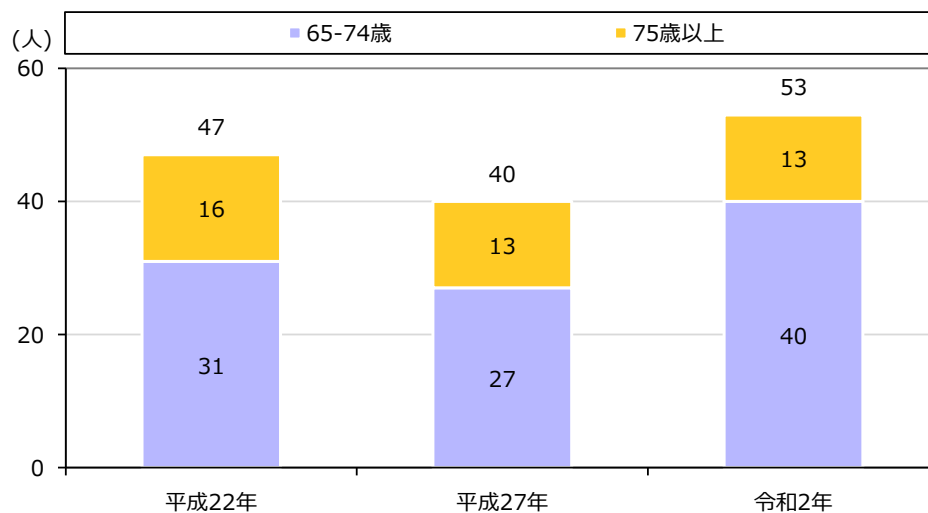
(3) 高齢者の就業状況

高齢者の就業者数の推移をみると、令和2年の全就業者数では平成27年より増加しており、53人（平成27年比13人増）となっています。

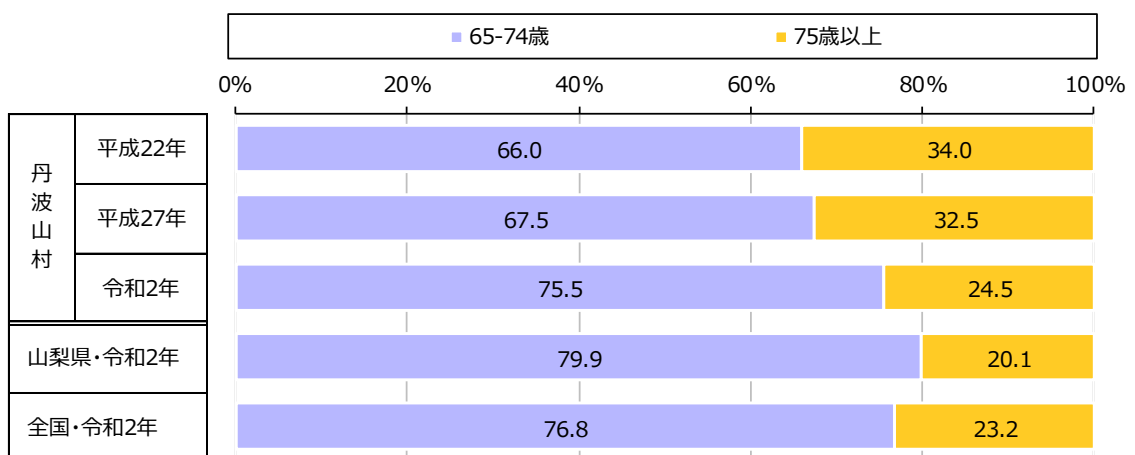
また、年齢区別の就業者数の推移をみると、平成27年と比べて75歳以上の後期高齢者数は横ばいの中、65-74歳の前期高齢者が増加しており、令和2年には40人（平成27年比13人増）となっています。

一方、令和2年時点の割合を国・県と比べると、75歳以上の後期高齢者の割合が国や県の水準より高く、反対に65-74歳の前期高齢者の割合が国や県の水準より低くなっています。

【高齢者の年齢別区別就業者数の推移】



【高齢者の年齢区別就業者の割合の推移】



資料：国勢調査(各年10月1日)

(4) 認知症高齢者数の推移

認知症高齢者数の推移をみると、令和5年では前年と比べ減少し、17人となっています。

年齢別をみると、65-74歳と比べ75歳以上の認知症高齢者数が多くなっています。

男女別をみると、令和4年を除き、男性と比べ女性の認知症高齢者数が多くなっています。

【認知症高齢者数の推移】

単位：人		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
65-74 歳	認知症高齢者 (在宅)	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0
	認知症高齢者 (施設)	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0
75歳 以上	認知症高齢者 (在宅)	6	14	2	2	4	6	7	5	3	1	2	6
	認知症高齢者 (施設)	2	0	7	23	6	20	4	15	12	6	3	4
合 計	認知症高齢者 (在宅)	6	15	2	2	4	7	7	5	3	1	3	6
	認知症高齢者 (施設)	2	0	7	24	7	20	4	15	12	6	4	4
	総 計	23		35		38		31		32		17	

資料：住民生活課(各年4月1日)

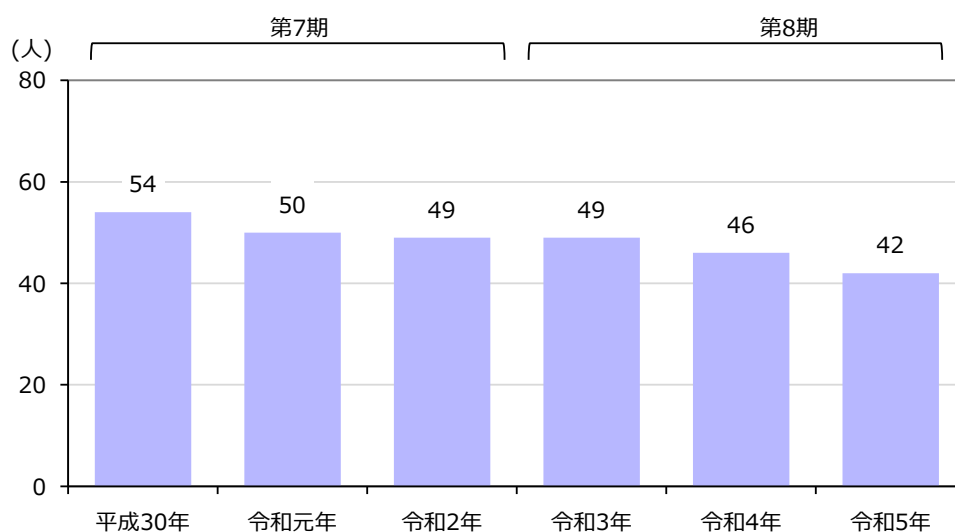
2 介護保険事業の現状

(1) 要介護（要支援）認定者数の推移

要介護（要支援）認定者数の推移をみると、令和4年以降減少し、令和5年では42人となっています。

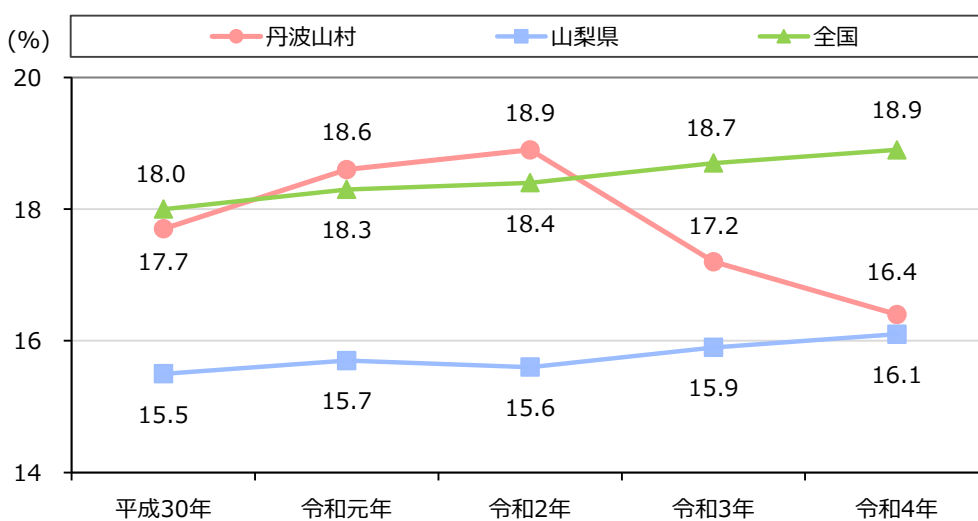
要介護（要支援）認定率の推移をみると、令和3年以降減少し、令和4年では16.4%となっています。また、国・県の認定率と比べると、令和4年では県と概ね同じ水準で、全国より低くなっています。

【要介護（要支援）認定者数の推移】



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末）

【要介護（要支援）認定率の推移（国・県との比較）】



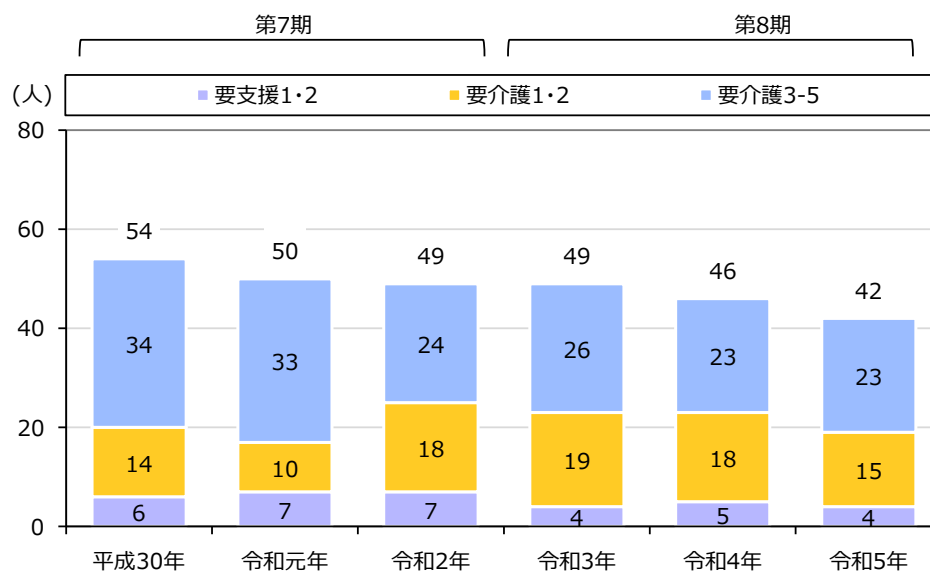
資料：厚生労働省「見える化」システム（各年3月末）

(2) 要介護（要支援）度別認定者数の推移

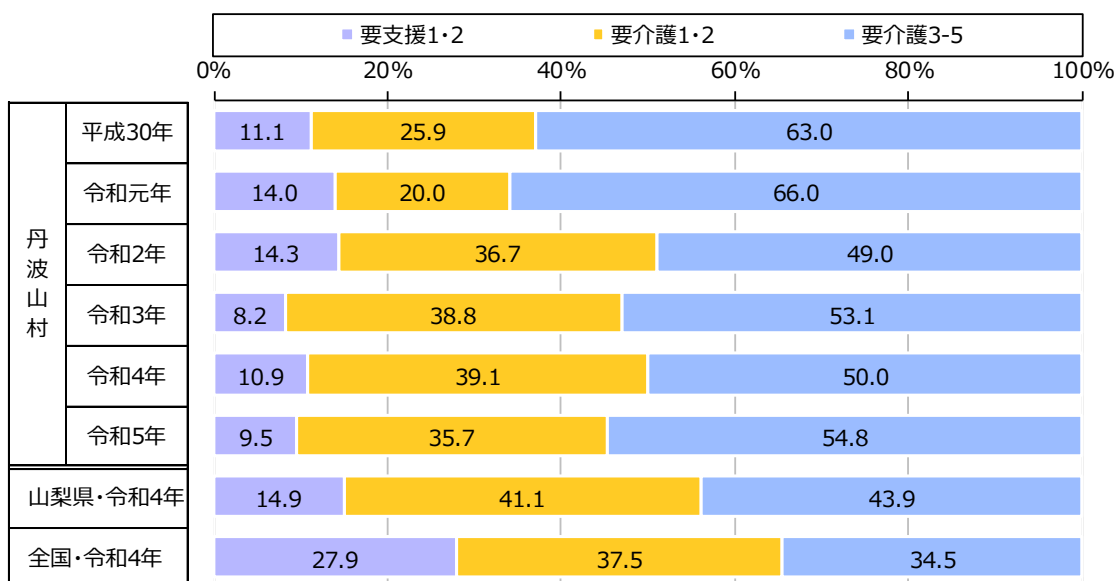
要介護（要支援）度別認定者数の推移をみると、令和5年では前年と比べ要支援1・2と要介護1・2が減少する一方、要介護3-5が横ばいとなっており、要支援1・2が4人、要介護1・2が15人、要介護3-5が23人となっています。

要介護（要支援）度別の割合の推移をみると、令和5年では、要介護3-5が前年より増加しており、反対に要支援1・2と要介護1・2が前年より減少しています。また、令和4年時点の割合を国・県と比べると、要介護3-5では国や県の水準より高く、反対に要支援1・2では国や県の水準より低くなっています。また、要介護1・2では国の水準より高く、県の水準より低くなっています。

【要介護（要支援）度別認定者数の推移】



【要介護（要支援）度別認定者数の割合の推移】



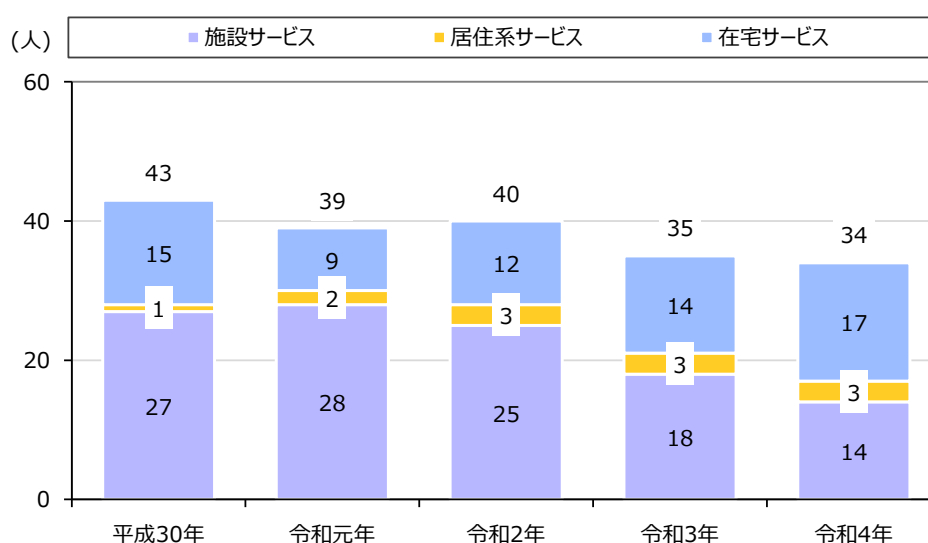
資料：介護保険事業状況報告（各年9月末）

(3) 介護保険サービス受給者数の推移

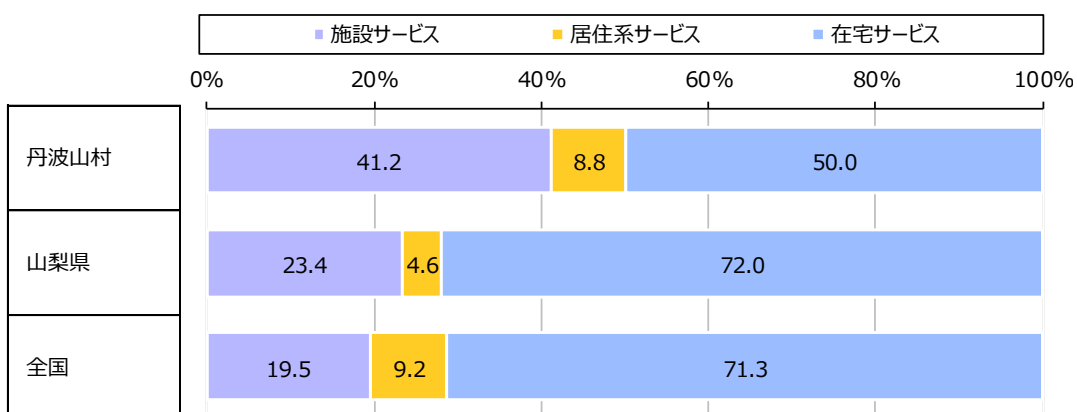
介護保険サービス受給者数の推移をみると、サービス全体では令和3年以降減少し、令和4年では34人となっています。サービス別にみると、令和3年までは施設サービスが最も多かったものの、令和4年では在宅サービスが最も多く、17人となっています。次いで、施設サービスが14人、居住系サービスが3人となっています。

介護保険サービス受給者数の割合を国・県と比べると、施設サービスでは国や県の水準より高く、反対に在宅サービスでは国と県の水準より低くなっています。また、居住系サービスでは県の水準より高く、国の水準より低くなっています。

【介護保険サービス受給者数の推移(各年1か月分の平均値)】



【介護保険サービス受給者数の割合の国・県との比較(令和4年度の1か月分平均値)】

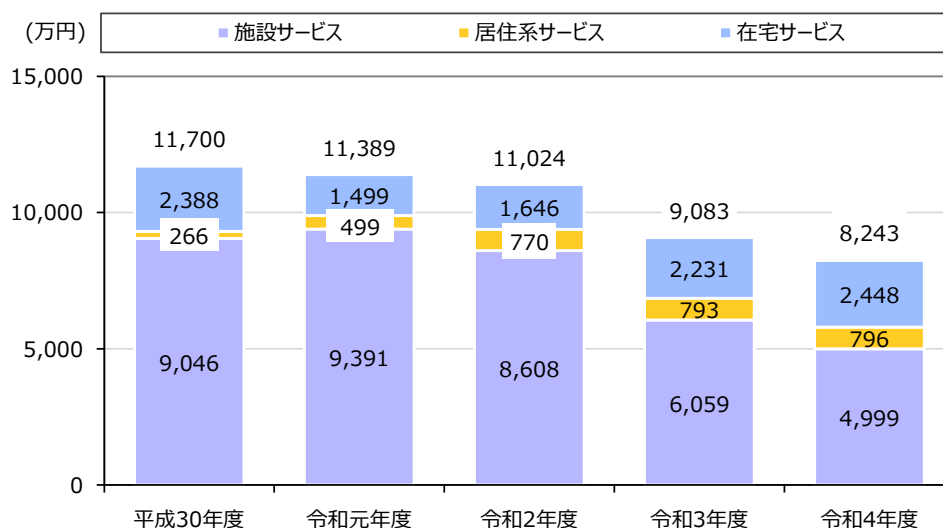


資料：厚生労働省「見える化」システム

(4) 年間介護費用額の推移

年間介護費用額の推移をみると、サービス全体では減少が続き、令和4年度では8,243万円となっています。サービス別をみると、施設サービスが最も多く、令和4年度では4,999万円となっています。次いで令和4年度では、在宅サービスが2,448万円、居住系サービスが796万円となっています。

【年間介護費用額の推移】



資料：厚生労働省「見える化」システム(令和3～4年度は各年度2月サービス提供分まで)

(5) 第1号被保険者1人1か月あたり費用額の推移

第1号被保険者1人1か月あたり費用額の推移をみると、丹波山村では令和4年度に前年と比べ23,500円台の横ばいとなっています。また、国・県と比べると、令和2年度以降、国の水準より低く、県の水準より高くなっています。

【第1号被保険者1人1か月あたり費用額の推移】

単位：円	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
丹波山村	24,748	24,663	24,490	23,583	23,587
山梨県	20,575	20,976	21,233	21,529	21,692
全国	23,499	24,106	24,567	25,132	25,477

資料：厚生労働省「見える化」システム(令和3～4年度は各年度2月サービス提供分まで)

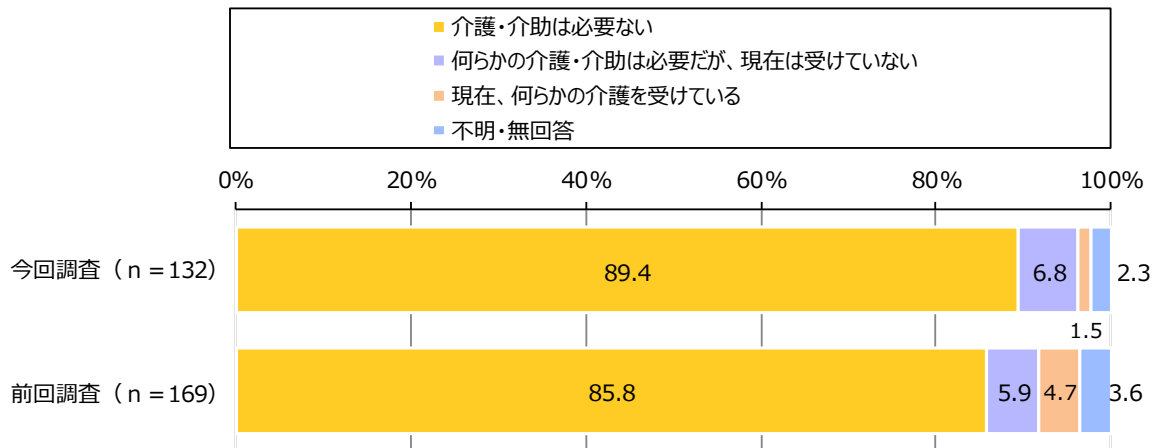
3 アンケート調査結果からみる高齢者の現状

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の概要

① 介護・介助の必要性について

「介護・介助は必要ない」が89.4%と最も多く、次いで「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が6.8%となっています。前回調査と比べると、概ね同じ傾向となっています。

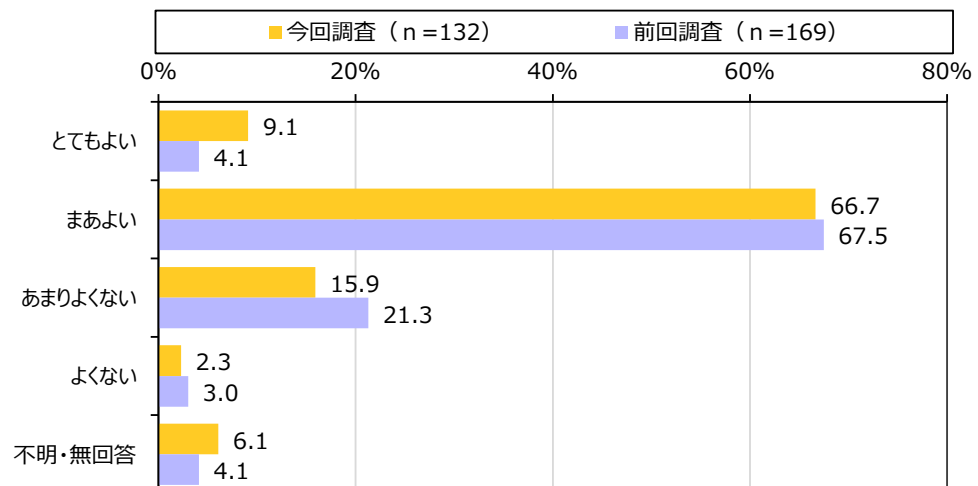
【介護・介助の必要性について(単数回答)】



② 現在の健康状態について

「まあよい」が66.7%と最も多く、「とてもよい(9.1%)」をあわせた“よい”は7割半ばを超えており、第8期計画の健康づくりポイントラリー事業の成果指標に達しています。前回調査と比べると、「とてもよい」が前回より5.0ポイント多くなっています。

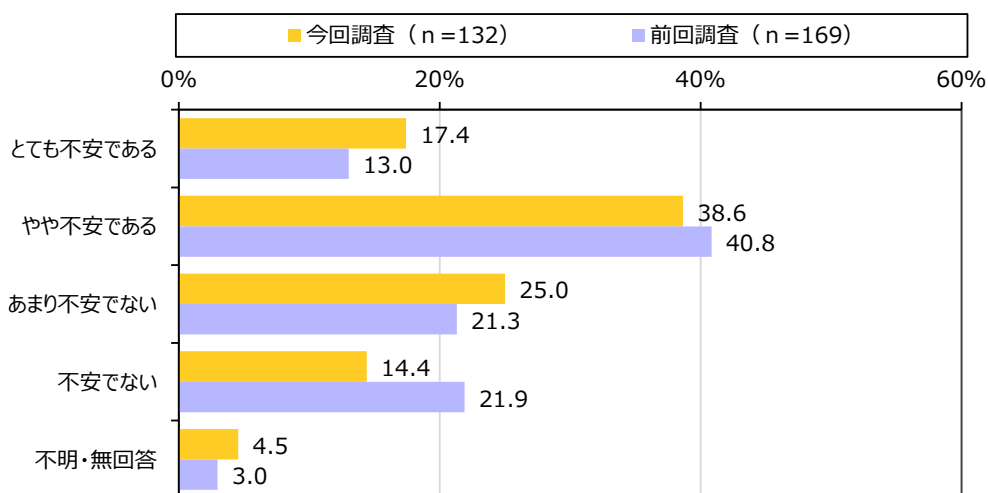
【現在の健康状態について(単数回答)】



③ 転倒に対する不安について

「やや不安である」が 38.6%と最も多く、「とても不安である（17.4%）」をあわせた“不安である”は5割を超え、転倒に対する不安が多くなっています。前回調査と比べると、「不安でない」が前回より 7.5 ポイント少なくなっています。

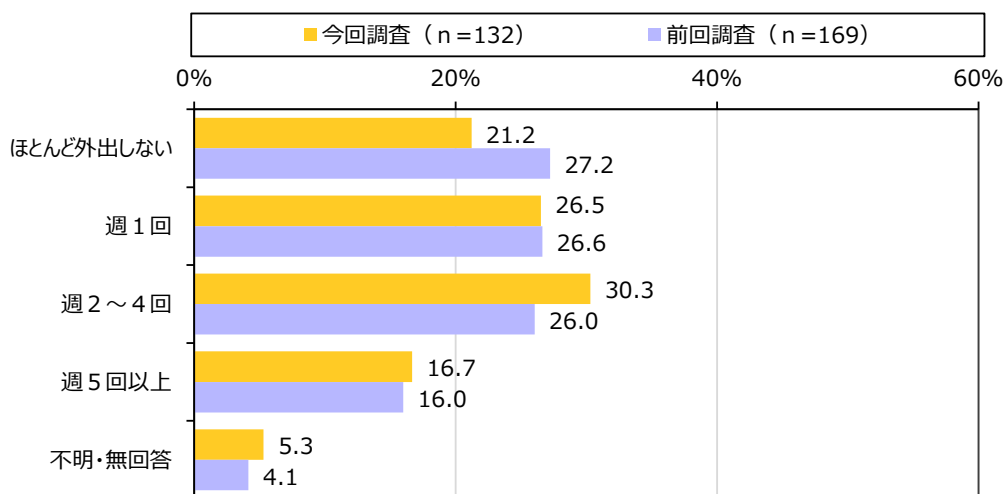
【転倒に対する不安について(単数回答)】



④ 外出の頻度について

「週2～4回」が 30.3%と最も多く、次いで「週1回」が 26.5%となっています。前回調査と比べると、「ほとんど外出しない」が前回より 6.0 ポイント少なくなっています。

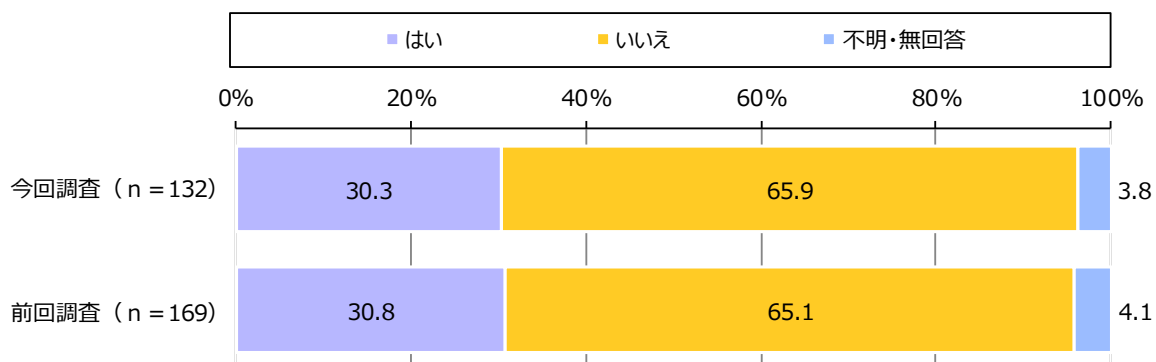
【外出の頻度について(単数回答)】



⑤ 外出を控えているかについて

「いいえ」が65.9%と、「はい」の30.3%を上回っています。前回調査と比べると、概ね同じ傾向となっています。

【外出を控えているかについて(単数回答)】

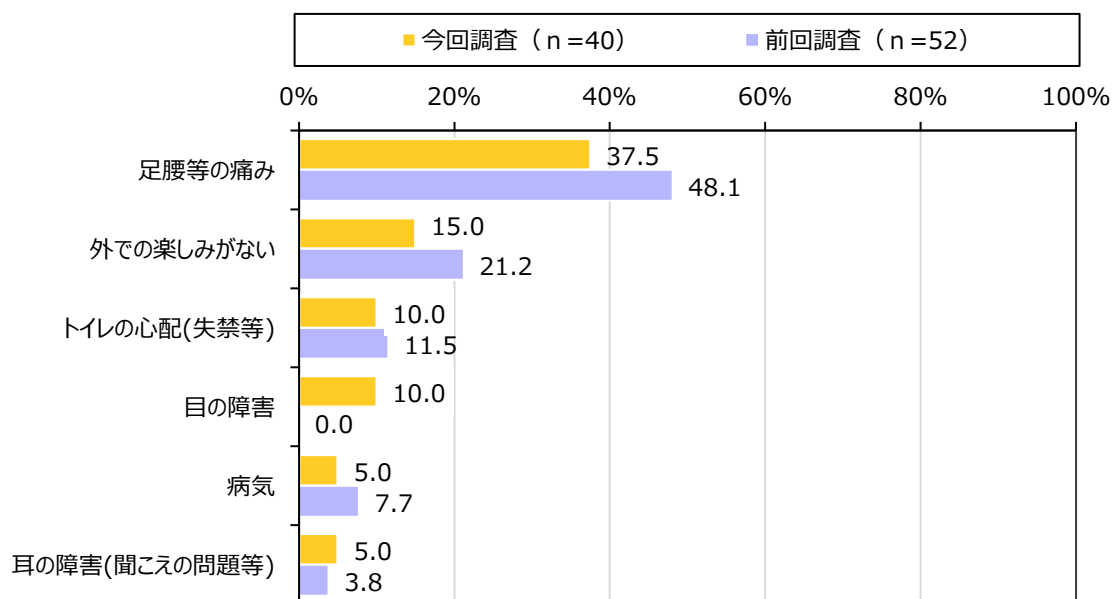


⑥ 外出を控えている理由について

「足腰等の痛み」が37.5%と最も多く、次いで「外での楽しみがない」が15.0%となっています。前回調査と比べると、「目の障害」が前回より10.0ポイント多くなっています。また反対に、「足腰等の痛み」と「外での楽しみがない」が前回より5ポイント以上少なくなっています。

【外出を控えている理由について(上位5項目(5位が2項目あるため結果として6項目)／

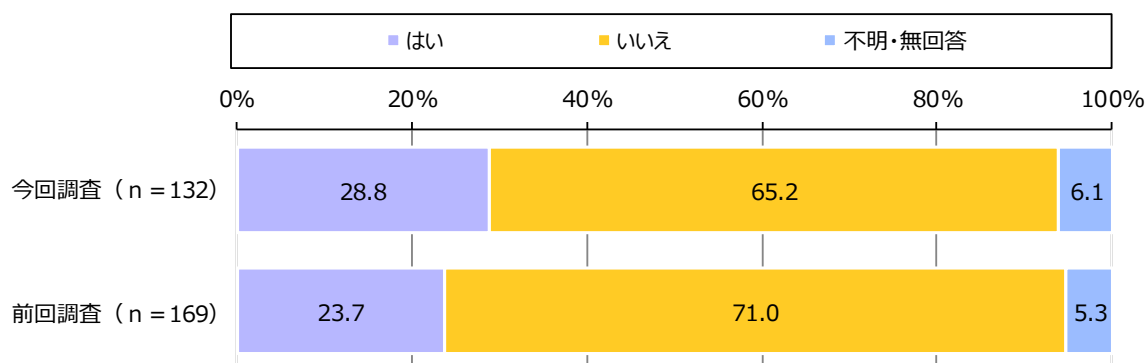
外出を控えているかについて、「はい」を選んだ人／複数回答)】



⑦ 認知症に関する相談窓口を知っているかについて

「いいえ」が65.2%と、「はい」の28.8%を上回っています。前回調査と比べると、「はい」が前回より5.1ポイント多く、反対に「いいえ」が前回より5.8ポイント少なくなっています。

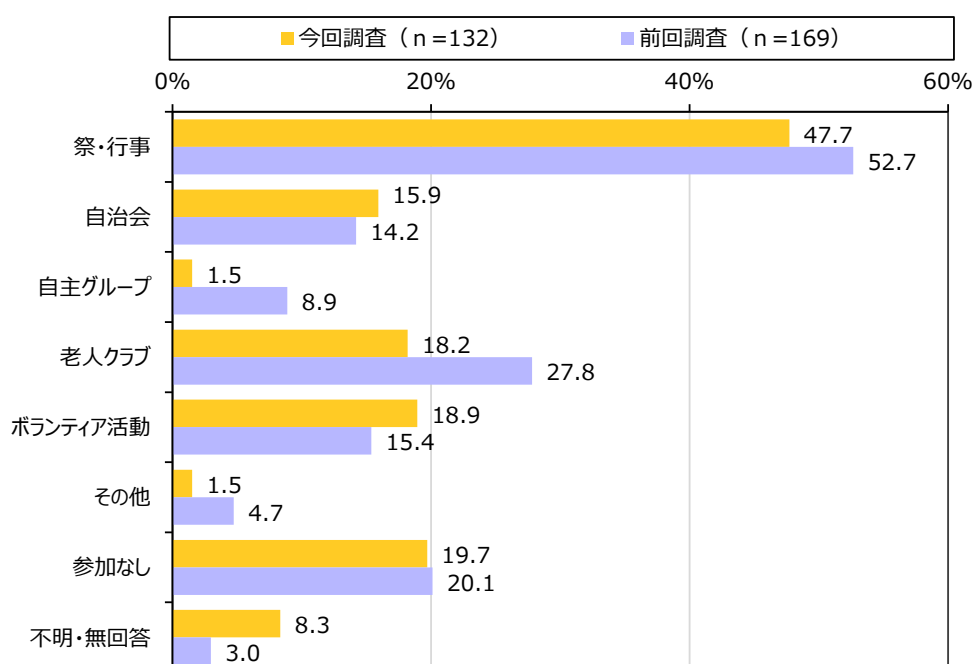
【認知症に関する相談窓口を知っているかについて(単数回答)】



⑧ 地域活動やグループ等の参加状況について

「祭・行事」が47.7%と最も多く、次いで「参加なし」が19.7%、「ボランティア活動」が18.9%となっています。前回調査と比べると、コロナ禍の影響で活動が減っているため、「老人クラブ」と「自主グループ」、「祭・行事」がいずれも前回より5ポイント以上少なくなっています。

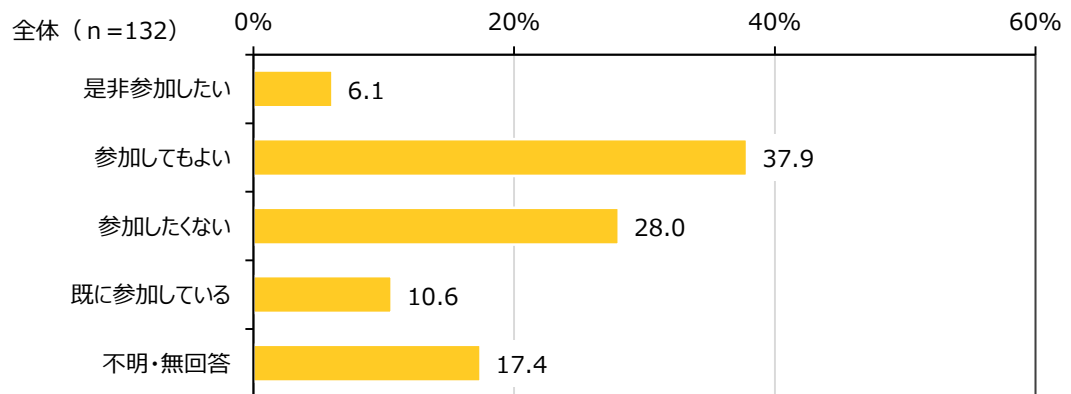
【地域活動やグループ等の参加状況について(単数回答)】



⑨ 住民による健康づくり活動等への参加者としての参加意向について

「参加してもよい」が37.9%と最も多く、「是非参加したい（6.1%）」をあわせた“参加意向あり”は4割強で、「既に参加している」（10.6%）を加えると、5割を超えています。

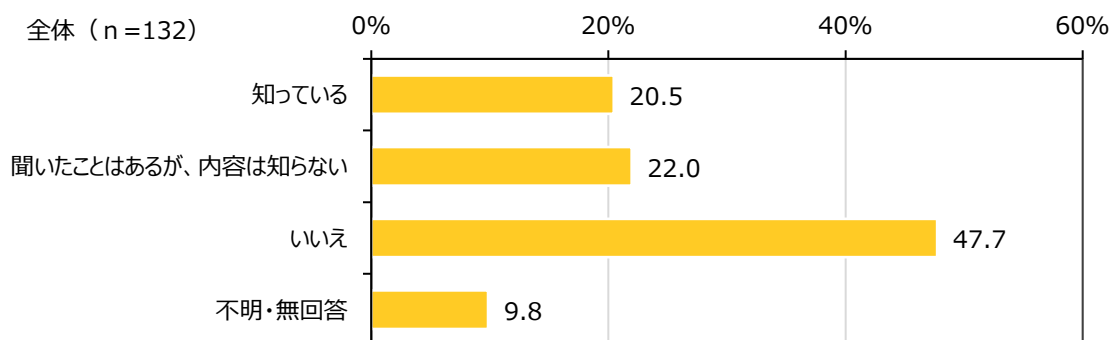
【住民による健康づくり活動等への参加者としての参加意向について（単数回答）】



⑩ フレイルを知っているかについて

「いいえ」が47.7%と最も多く、「聞いたことはあるが、内容は知らない」（22.0%）をあわせた“内容を知らない”は約7割となっています。

【フレイルを知っているかについて（単数回答）】

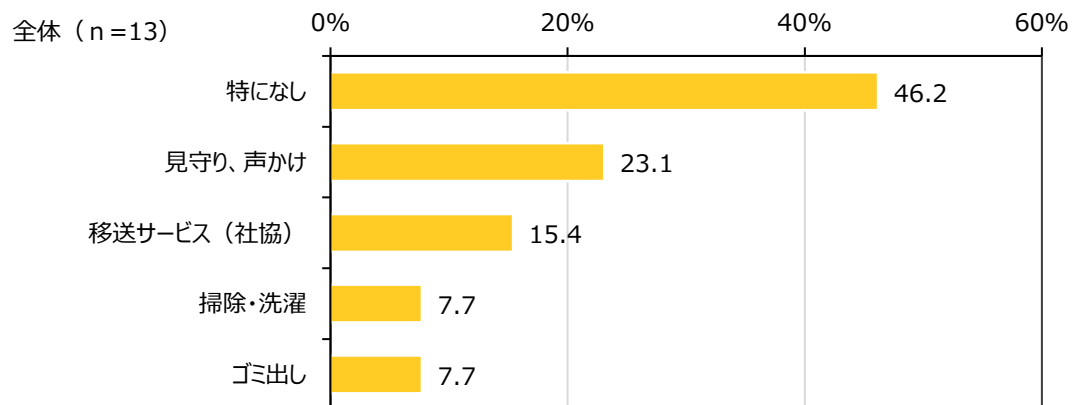


(2) 在宅介護実態調査結果の概要

① 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて

「特になし」が46.2%と最も多く、次いで「見守り、声かけ」が23.1%、「移送サービス（社協）」が15.4%となっています。

【今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて(上位5項目／複数回答)】

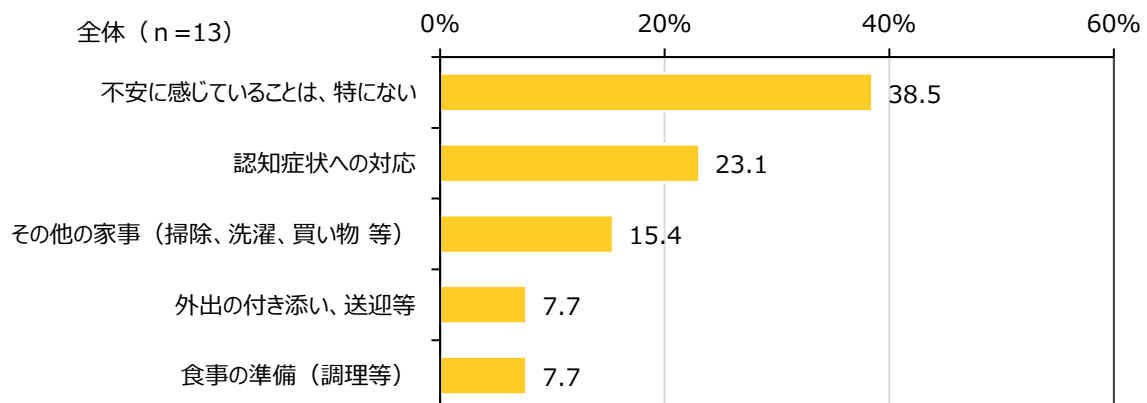


② 現在の生活を継続する上で、介護者が不安と感じる介護等について

「不安を感じていることは、特にない」が38.5%と最も多く、次いで「認知症状への対応」が23.1%、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が15.4%となっています。

【現在の生活を継続する上で、介護者が不安と感じる介護等について

(上位5項目／複数回答)】

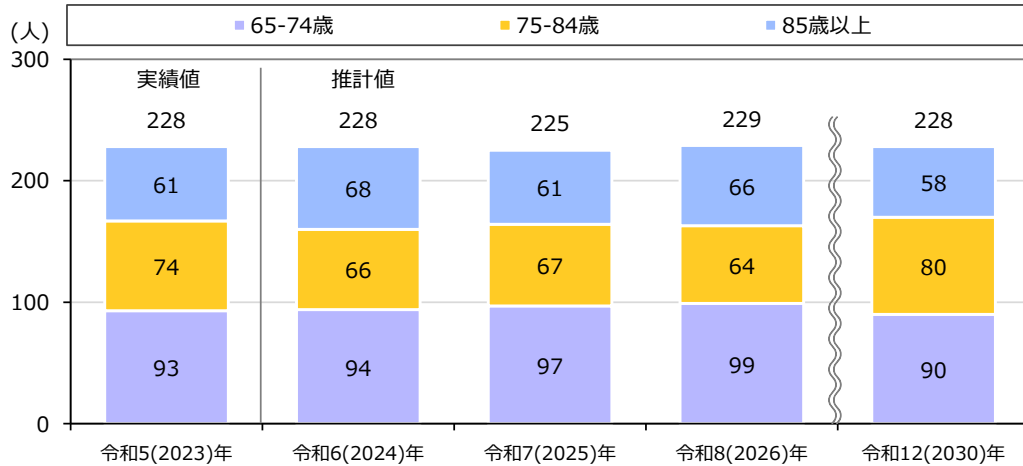


4 第1号被保険者数等の将来推計

(1) 年齢区分別第1号被保険者数の推計※

第1号被保険者数全体の推計をみると、令和8（2026）年に増加に転じ229人となり、その後令和12（2030）年には、団塊の世代にあたる75歳以上の保険者数が増加し、全体で228人になることが予測されています。

【年齢区分別第1号被保険者数の推計】

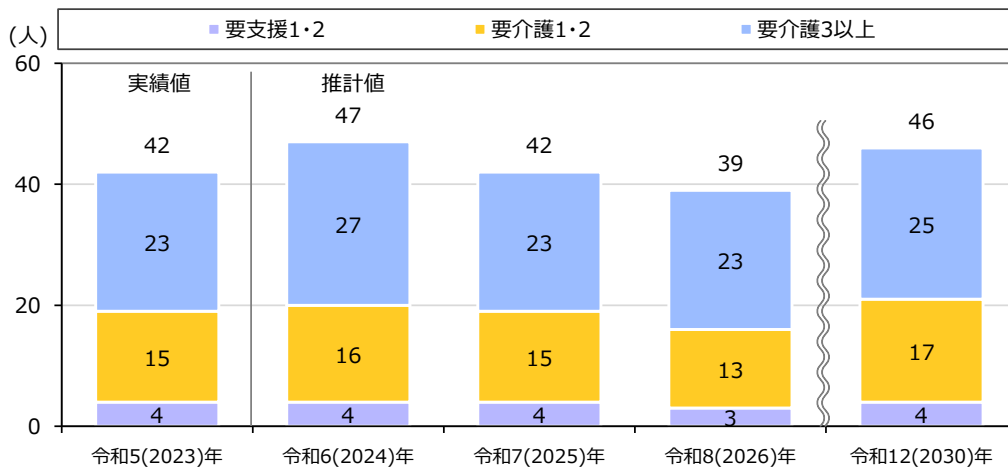


※第1号被保険者数の推計については、令和元年から令和5年までの直近5年間の住民基本台帳データ（各年9月末）を基に、コーホート変化率法により推計を行っています。

(2) 要介護（要支援）度別認定者数の推計※

要介護（要支援）度別認定者数全体の推計をみると、全認定者数では令和6（2024）年に増加がみられた後減少し、令和8（2026）年には39人となり、その後令和12（2030）年には46人と増加することが予測されています。

【要介護（要支援）度別認定者数の推計】



※要介護（要支援）認定者数の推計については、令和3年から令和5年までの直近3年間の介護保険事業状況報告データ（各年9月末）を基に、国の示す「自然体推計」（推計された被保険者数を要介護度別・性別・年齢階級別認定率で乗じる推計方法）により推計を行っています。

5 第8期計画の取り組み評価

本村では、「丹波山村高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」に掲載されている個別事業について庁内調査による事業評価を行い、主に以下のものが挙げられました。
※事業項目が多いため、主な実績と課題のみ記載。

1) 保健福祉サービスの充実について

(1) 高齢者の生きがいづくりに関して

主な実績	<ul style="list-style-type: none">○ニュースポーツ交流会について、令和3～4年度はコロナ禍で開催が難しかったものの、令和5年度には村内中学校の体育館を夜間週1回開放し、交流機会を設置。○老人クラブについて、近隣市町村の老人クラブとの交流や村内でスポーツを行う等、人との交流や身体を動かす機会を設ける。
主な課題	<ul style="list-style-type: none">○ニュースポーツ交流会について、高齢者の参加が少ないことが課題。○老人クラブについて、クラブ会員はいるものの、活動の参加者が固定化していることが課題。

(2) 保健サービスに関して

主な実績	<ul style="list-style-type: none">○毎年総合健診を実施するとともに、総合健診時と同日に各種検診を実施。また、総合健診後に結果説明会を実施。○各種検診について、案内を全戸配布するとともに、有線テレビ等で周知。○住民生活課主催の各種健康イベントにて、参加数に応じてポイントを付与。
主な課題	<ul style="list-style-type: none">○総合健診及び各種検診について、受診者が少なく、受診率の向上につながっていないことが課題。○健康づくりポイントラリーについて、ラリー参加者が少ないことが課題。

(3) 生活介護サービスに関して

主な実績	<ul style="list-style-type: none">○緊急通報システムについて、システムを利用できるよう業者との契約を締結。○長寿祝金支給事業については、高齢者に喜ばれる事業として、住基担当による名簿を基に予算を整備。○高齢者見守り事業について、民生委員による高齢者の安否状況の確認を毎月実施。○心配ごと相談所事業について、高齢者生活福祉センター等にて民生委員の協力を得ながら相談所を毎月開設。
主な課題	<ul style="list-style-type: none">○緊急通報システムについて、公報で周知をしているものの、周知が十分でないため、システム利用者がいないことが課題。

(4) 権利擁護の推進に関して

主な実績	<ul style="list-style-type: none">○新規入庁の職員や地域おこし協力隊に対して認知症サポーター養成講座を実施し、認知症の方への対応・理解について深める機会を設ける。
主な課題	<ul style="list-style-type: none">○認知症サポーター養成講座について、受講者が減少していることが課題。○成年後見制度について、1村でマンパワー・人材がない中で、中核機関の設立が難しいことが課題。

2) 地域支援事業の推進について

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業に関して

① 介護予防・生活支援サービス事業に関して

主な実績	<ul style="list-style-type: none">○介護予防・生活支援サービス事業について、本村では主に通所型のサービスを社会福祉協議会が実施。
主な課題	<ul style="list-style-type: none">○通所型のサービスについて、利用者が減少していることが課題。

② 一般介護予防事業に関して

主な実績	<ul style="list-style-type: none"> ○地域介護予防活動支援事業について、社会福祉協議会が地区ごとに高齢者を集め、「いきいき健康クラブ」の催しを実施。 ○機能訓練（保健事業）について、甲州リハビリテーション病院の理学療法士に依頼した機能訓練を2か月に1度実施。 ○栄養改善を目的とした配食について、食生活改善推進員が調理した弁当を対象者に配布。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ○地域介護予防活動支援事業について、「いきいき健康クラブ」の参加者が減少していることが課題。

(2) 包括的支援事業に関して

① 地域包括支援センターの運営に関して

主な実績	<ul style="list-style-type: none"> ○要支援者に対する介護予防ケアマネジメントは地域包括支援センターで行い、他市町村の家族の所に同居する要支援者のマネジメントは村外の指定居宅介護支援事業所に委託している。 ○地域包括ケア会議について、役場（保健師）や診療所、社会福祉協議会、ケアマネジャーを交えた会議を毎月開催。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括ケア会議の5つの機能[*]の地域課題の検討が難しいことが課題。 ○介護保険の要介護者は村外の居宅介護支援事業所に委託していることから、緊急時の対応が難しいことが課題。

※5つの機能とは、「1 個別課題の解決」「2 地域包括支援・ネットワークの構築」「3 地域課題の発見」「4 地域づくり・資源開発」「5 政策の形成」のことで。

② 在宅医療・介護連携の推進に関して

主な実績	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センターにおいて対象者の相談・ニーズに対応。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ○村診療所との更なる連携の強化が課題。

③ 認知症施策の推進に関して

主な実績	<ul style="list-style-type: none"> ○保健師2名及び専門医の認知症支援チームによる相談支援体制は整備済み。 ○認知症地域支援推進員（保健師）を設置。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ○特になし

④ 生活支援サービスの体制整備に関して

主な実績	○協議体について、各代表等を集めた会議を年1回開催し、情報を共有。
主な課題	○生活支援コーディネーターの育成と役割の明確化が課題。 ○協議体の再開と会議参加者の人選が課題。

(3) 任意事業に関して

① 介護給付費等適正化事業に関して

主な実績	○医療情報との突合をはじめ、縦覧点検や入院情報、介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供したサービスの点検を実施。 ○地域包括支援センターの職員が対象者の新規・更新・区分変更申請を実施。 ○ケアプラン点検のケアマネジャーが作成した計画の確認を実施。 ○住宅改修と福祉用具の点検による実態確認とともに、利用実態の確認と施行の状態の点検を実施。
主な課題	○ケアマネジャーの作成したケアプラン点検が難しいことから、各ケースに対して年度内に1回、計画書を提出してもらうことが課題。

② 家族介護支援事業に関して

主な実績	○介護家族健康教育について、希望者がいないことから実施していない。
主な課題	○老老介護の状態も多いため、介護家庭健康教育も実施していく方向性であり、迅速に対応していくことが課題。

3) 介護保険サービスの充実について

(1) 居宅介護サービス・介護予防サービスに関して

主な実績	○村内においては、事業所の対応が困難であり、保険内での訪問介護事業の実施はないものの、村外の事業所を通じ、ショートステイ、福祉用具の貸与や生活介護等のサービス提供を実施。
主な課題	○ショートステイについて、村外の利用できる施設が限られていることが課題。

(2) 地域密着型サービスに関して

主な実績	○村内の事業所は社会福祉協議会のみで、社会福祉協議会の地域密着型通所介護のサービス提供を実施。
主な課題	○地域密着型通所介護について、利用者が減少していることが課題。

(3) 施設サービスに関して

主な実績	○特別養護老人ホーム等の施設サービスについて、保健師とケアマネジャーが連携し、施設入所に向けた対応を実施。
主な課題	○特別養護老人ホーム等の施設サービスについて、村外の利用できる施設が限られていることから、スムーズに入所できないことが課題。

6 計画策定に向けた現状と課題のまとめ

本村においては、人口減少が続く中、65 歳以上の高齢者人口も令和3年以降減少し、令和5年では228人で、高齢化率は43.9%と国や県の水準より高くなっています。また、高齢者がいる世帯に占める高齢者単身世帯の割合においても4割弱と、国や県の水準より高くなっています。

このような超高齢社会を迎えている本村では、高齢者が健康づくりや介護予防、そして毎日をいきいきと過ごすための活動を実践していけるよう、社会福祉協議会の「いきいき健康クラブ」等、民間活動による運動や栄養による生活習慣改善が図られています。

特にアンケート調査結果をみると、現在の健康状態が「とてもよい」と「まあよい」と回答された人の合計が7割半ばを超えており、第8期計画の健康づくりポイントラリー事業の成果指標に達しています。今後もこうした自主的な地域ぐるみの活動支援等を通じ、高齢者の健康づくりや介護予防を進めていくとともに、近隣との共助がしやすい環境づくりや高齢者の生活支援の充実を進めていくことが必要とされています。

また、総合健診及び各種検診について、受診者が少なく、受診率の向上が課題として挙げられています。

一方、介護保険サービスについては、本村では高齢者生活福祉センターでの通所介護を実施していますが、その他サービスでは事業所の村内対応が困難な上、利用できる村外施設も限られていることから、施設サービス等をスムーズに利用できないことが課題となっています。

また、ケアマネジメントについて、村外のケアマネジャーに委託していることから、緊急時の対応が難しいことも課題となっています。

加えて、サービス提供は人的資源の充実が基本であり、専門性と経験のあるスタッフの人材確保と育成を進めていく必要があります。

1 基本理念

令和2年に策定された丹波山村第5次総合計画においては、人口減少とともに少子・高齢化の進展の対応に向け、様々な縁（えにし）を通じ、人の心やモノ・コトが活発に行き交う村を目指すべき姿として「縁（えにし）めぐる里 丹波山村」を掲げ、縁（えにし）の拠点としての活性化を目指しています。

また、総合計画における高齢者の保健・福祉に関わる分野として「健康でふれあいのある村づくり」を掲げ、住み慣れた地域で、高齢者が健康で生きがいをもっていきいきと暮らせるよう、関係機関と連携して高齢者を支えていく村づくりや介護サービスの質の向上と基盤整備を進めていくことが求められています。

一方国においては、地域共生社会の実現に向け、これまでの制度の枠組みでは対応が困難だった生活課題に対し、地域住民や地域の多様な主体が共に支え合って地域づくりを進めていくことが重要とされています。

また、団塊の世代のすべてが75歳以上となる令和7年以降を見据えて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築のための方向性を継承しつつ、たとえ介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための取り組みが必要となっています。

さらに、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するための取り組み等も求められています。

第9期計画ではこうした点を踏まえ、第8期計画の基本理念を継承し、村民と一体となって健康と安心のある村づくりを進めていきます。

< 基本理念 >

えにし つむ

縁が紡ぐ 健康と安心の村 たばやま

2 基本目標

基本目標 1

健康で心豊かにいきいきと過ごせる環境づくり

高齢者が健康でいきいきと笑顔で楽しみながら暮らせるよう、高齢者の自主的・積極的な健康づくりとともに、高齢者の社会活動への参加促進やボランティア活動の支援に取り組みます。また、高齢者が安心・安全に暮らせるよう、支援を必要とする方に対する生活支援サービスの提供とともに、地域で見守る支援体制の充実や高齢者の人権を尊重した権利擁護を進めます。

<主な取り組み> 保健・福祉サービスの充実

基本目標 2

住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる環境づくり

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、専門職を含めた関係者が連携したサービスの提供体制の整備や「通いの場」への参加促進とともに、適切な介護予防ケアマネジメント等地域包括支援センターの運営に取り組みます。また、介護予防に関する住民主体の積極的な活動支援や、介護する家族の負担軽減に向けた取り組みを進めます。

<主な取り組み> 地域支援事業の推進

基本目標 3

将来にわたり介護保険サービスを持続して利用できる環境づくり

支援が必要な高齢者に対して、適切な介護保険サービスが受けられるよう、近隣市町村と連携を図りつつ、介護保険サービスの提供体制の確保と介護保険事業の健全で円滑な運営を推進します。また、サービスの質の向上に向けた事業者の取り組み支援や国保連や山梨県と連携した制度の適正な運営に取り組みます。

<主な取り組み> 安定した介護保険サービスの提供

3 施策の体系

< 基本理念 >

えにし つむ

縁が紡ぐ 健康と安心の村 たばやま

< 基本目標 >

< 主な取り組み >

< 基本施策 >

基本目標 1 健康で心豊かにいきいきと過ごせる環境づくり	保健・福祉サービスの充実	(1) 高齢者の生きがいづくり
		(2) 保健サービス
		(3) 生活支援サービス
		(4) 認知症施策の推進
		(5) 権利擁護の推進
基本目標 2 住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる環境づくり	地域支援事業の推進	(1) 介護予防・日常生活支援総合事業
		(2) 包括的支援事業
		(3) 任意事業
基本目標 3 将来にわたり介護保険サービスを持続して利用できる環境づくり	安定した介護保険サービスの提供	(1) 居宅介護サービス・介護予防サービス
		(2) 地域密着型サービス
		(3) 施設サービス

4 日常生活圏域の設定

「日常生活圏域」は、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域密着型サービスの提供や地域における継続的な支援体制の整備を図るために設定しています。

高齢化が顕著な本村では、村民が地域で安心して暮らし続けられるには、住み慣れた身近な地域に保健・医療・福祉・介護のサービス基盤が整備され、必要な時に必要なサービスを簡易に受けられることが求められます。

本村においては、地理的条件や人口規模、交通事情、介護保険関連施設等の整備状況等を総合的に勘案し、第8期計画を引き継ぎ、村全域を1つの日常生活圏域として設定し、村全体における地域包括ケアの展開を図っていきます。

1 基本目標 1：保健・福祉サービスの充実

高齢者が健康でいきいきと暮らせる取り組みとともに、高齢者が安心・安全に暮らせる取り組みを進めます。

(1) 高齢者の生きがいがづくり

① ニュースポーツ交流会

高齢者の体力の向上や世代間の交流促進に向けて、グラウンドゴルフ等のニュースポーツを実施しています。令和3～4年度はコロナ禍で開催が難しかったものの、令和5年度には村内中学校の体育館を週に1回夜に開放し、交流機会を設けました。

第8期期間中には、高齢者の参加が少なかったことから、今後は、高齢者に対する声かけや交流会の案内を配布する等により、交流会の開催を周知し、高齢者の参加者の増加に取り組んでいきます。

② 老人クラブ

高齢者の生きがいがづくりと地域の活性化につながるよう、老人クラブの活動を支援しています。

老人クラブでは、クラブ会員はいるものの、活動の参加者が固定化していることから、今後も高齢者に対する声かけ等を行い、1人でも多くのクラブ会員が参加できるよう取り組んでいきます。

■老人クラブの団体状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
団体数（団体）	1	1	1	1	1	1

③ 高齢者の活躍の場づくり

高齢者が役割をもって活躍していくことは、高齢者の生きがいがづくりや介護予防へとつながっていきます。村としても高齢者が生きがいをもって社会生活を送れるよう、就労機会づくり等を支援していきます。

(2) 保健サービス

① 健康手帳の送付

自分自身の健康状態を把握し、健康に対する管理意識を高められるよう、40歳以上の方や転入してきた方を対象に、健康手帳を交付しています。

■健康手帳の交付状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
交付数(枚)	4	16	12	7	7	7

② 集団健康教育

介護予防や生活習慣病予防を目的に、村内の各地区で40～64歳の方を対象とした集団健康教育を実施し、介護予防等の知識の普及や学習機会を提供しています。

本村では現在、40～64歳の参加対象者が少ないため、今後は、住民のニーズ把握を行い、65歳以上の方にも対象を拡大するとともに、教育内容の充実化に取り組んでいきます。

■集団健康教育の実施状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数(回)	5	6	7	5	5	5

③ 総合健康相談

40～64歳の方を対象に、総合健診後に結果説明会を実施しています。今後も引き続き、住民の健康維持に向け、結果説明会の実施に取り組んでいきます。

■総合健康相談の実施状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数(回)	5	5	5	5	5	5

④ がん検診

がんの早期発見・早期治療で、がんによる死亡を減少させることを目的に、胃がんや肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん等の各種がん検診を実施しています。

また、各種がん検診の案内を全戸配布するとともに、有線テレビ等で周知し、受診率の向上に取り組んでいます。

本村では、年々受診者が減少していることが課題となっていることから、今後も引き続き、集団健診と同日でのがん検診の実施やその周知を通じ、受診率の向上に取り組んでいきます。

⑤ 骨粗しょう症健診

骨折等の基礎疾患となりうる骨粗しょう症を予防することを目的として、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の方を対象に、骨の健康状態を把握する健診を実施しています。

また、骨粗しょう症健診の案内を全戸配布するとともに、有線テレビ等で周知し、受診率の向上に取り組んでいます。

本村では、年々受診者が減少していることから、今後も引き続き、集団健診と同日での実施やその周知を通じ、受診率の向上に取り組んでいきます。

■骨粗しょう症健診の受診状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受診者数（人）	2	2	2	4	5	5

⑥ 歯科検診

40歳、50歳、60歳、70歳の方を対象とした歯科検診により、歯周疾患を早期に発見し、予防することに取り組んでいます。

また、歯の健康づくりのため、8020運動を進めるとともに、さらに一歩進んだ6024運動に取り組んでいます。

また、今後は、後期高齢者の歯科検診の充実を図り、オーラルフレイル予防の意識啓発に取り組んでいきます。

■歯科検診の受診状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受診者数（人）	9	6	8	8	8	8

⑦ 健康づくりポイントラリー事業

各種健（検）診の受診率の引き上げ、健康への関心や運動意識の向上、運動の習慣化、適正な食生活の習慣化を図ることを目的に、各種事業に参加した村民に対し、商工会発行の商品券と交換できるポイントを付与する取り組みを行っています。

現在、ポイントラリーの参加者が少ないことから、今後は、イベント開催時に声かけ等を行い、参加者の増加に取り組んでいきます。

■健康づくりポイントラリー事業の参加状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数（人）	0	5	13	20	25	25

〈施策の成果・効果に関する指標〉 ※介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より

指標	現状値	第9期目標値
健康状態が“よい”と回答した人の割合	75.8%	80%

⑧ 訪問指導

40～64歳の方で、健康診査等の結果において指導が必要と認められた方や、閉じこもりがちな方、認知症の方、寝たきりの方、介護をしている家族の方等を対象に、健康の保持・増進ができるよう、保健師の訪問による支援をしています。

また、高齢化が進んでいることや子どもが遠方に住んでいること等により、家族による対象者への指導支援が難しくなっていることから、家族やかかりつけ医と連携を図り、健康づくりが進められるよう支援していきます。

■訪問指導の実施状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数（回）	50	52	43	40	40	40

(3) 生活支援サービス

① 緊急通報システム

65 歳以上のひとり暮らし、もしくは高齢者のみで緊急時に家族等が対応できない世帯に対し、緊急通報用の電話機とペンダントを設置しています。本システムは、ペンダントを押すだけで山梨県安心安全見守りセンターや登録された親族、近隣住民に自動的に通報され、救助を求めることができます。

現在は、本システムの利用者がいないことから、今後も引き続き、公報による周知や対象者への声かけ等により、利用の促進に取り組んでいきます。

■緊急通報システムの設置状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置台数(台)	0	0	0	3	3	3

② 紙おむつ支給事業

要介護4・5の方、もしくは寝たきりの高齢者がいる世帯を対象に、紙おむつを支給しています。

現在は、本サービスの利用者がいないことから、今後も引き続き、公報による周知等により、利用の促進に取り組んでいきます。

■紙おむつの支給状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支給者数(人)	1	0	0	0	0	0

③ 介護手当支給事業

介護者の精神的及び経済的負担の軽減を図ることを目的に、在宅で寝たきりの高齢者や認知症高齢者を介護している方を対象に、月額1万円を支給しています。

現在は、本サービスの支給者がいないことから、今後も引き続き、公報による周知等により、本事業の利用促進に取り組んでいきます。

■介護手当の支給状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支給者数(人)	1	0	0	0	0	0

④ 長寿祝金支給事業

村内在住の高齢者の長寿を祝うことを目的に、90歳以上の方には10万円、100歳以上の方には100万円をそれぞれ支給しています。また、誕生日の当日には、村長、担当課長、老人クラブ会長が訪問し、対象者の長寿を祝っています。

今後も引き続き、高齢者の生活意欲の向上につながるよう、事業の維持継続を図っていきます。

■長寿祝金の支給状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支給者数（人）	5	6	10	8	8	8

⑤ 高齢者等食生活改善事業

75歳以上の高齢者の方を対象に、食生活改善推進員が調理した弁当を配布し、住民の栄養改善等を図っています。また、調理実習をはじめ、6地区での「ふれあい昼食会」の実施や、年に1回各地区を回り、味噌汁の塩分測定による減塩に取り組んでいます。

今後も引き続き、弁当の配布や調理実習等を継続し、高齢者等の生活改善に取り組んでいきます。

■調理実習の実施状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
調理実習回数（回）	6	6	6	6	6	6

⑥ 高齢者見守り事業

ひとり暮らしの高齢者の安否確認を行うとともに、孤独感の解消や自立した生活の支援に向け、丹波山村民生委員児童委員協議会の協力により、民生委員に各地区の名簿を渡し、月に1回高齢者の見守りを行っています。

今後も引き続き、民生委員の協力を得て、高齢者の見守り活動に取り組んでいきます。

■高齢者の見守り状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見守り回数（回）	12	12	12	12	12	12

⑦ 心配ごと相談所事業

丹波山村民生委員児童委員協議会及び民生委員の協力を得て、月に1度、高齢者生活福祉センター等において、日常生活のあらゆる相談を受けるとともに、その助言を行っています。

現在、「心配ごと相談」の相談者が少ないため、今後も事業の周知を行っていきます。

■心配ごとの相談状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談者数（人）	1	1	1	1	1	1

⑧ 生活支援ハウス運営事業

ひとり暮らし等独立して生活することに不安のある高齢者を対象に、住居を提供しています。

現在、居住スペースに空きがあることから、今後も引き続き、対象者に対し声かけ等を行い、利用を進めていきます。

■生活支援ハウスの利用状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）	2	2	2	1	1	1

（４）認知症施策の推進

① 認知症に関する普及啓発

「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」に基づき、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向け、認知症の早期発見や早期対応等、認知症に関する様々な支援を行うとともに、認知症に対する誤解や偏見を取り除き、正しい価値観や知識を普及・啓発していきます。

また、認知症施策推進大綱を踏まえ、誰もが認知症になりうるものであるとの考えから、「認知症の発症を遅らせる」、「認知症になっても進行を穏やかにする」という予防の観点と、「認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会」である共生について周知していきます。

認知症は、地域で支えることにより、本人とその家族の負担は、大きく軽減していくものとなります。本村においても、今後も引き続き、認知症初期集中支援チーム・オレンジチームを設置し、本人や家族の自立した生活のサポートを行うとともに、身近な集える場づくりや社会活動への参加促進、認知症になっても利用しやすい環境づくりを様々な分野との連携を踏まえ検討していきます。

② 認知症サポーター養成講座の開催

認知症の方とその家族を支えていく認知症サポーターの養成講座を開催し、認知症に対する正しい理解・対応を深めていくことに取り組んでいます。

現在、受講者が減少していることから、今後も引き続き、受講していない役場職員等への声かけ等を行い、受講者の増加に取り組んでいきます。

■認知症サポーター養成講座の受講状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受講者数（人）	15	9	5	5	5	5

(5) 権利擁護の推進

① 成年後見制度の充実

認知症高齢者や知的障がいがある方等の判断能力が十分でない人に対し、地域で安心して日常生活が送れるよう、成年後見制度の周知と適切な利用促進を進めています。

今後も、制度を必要とされる方が想定されることから、対象と思われる方への声かけ等を行い、事業を進めていきます。

また、1村でマンパワー・人材がない中で、中核機関設立が難しいことが課題となっていることから、今後は、実際の利用希望者に対応できる体制について検討を進めていきます。

② 高齢者の虐待防止に向けた普及啓発

高齢者が身近な人から、人権侵害や尊厳を奪う行い等の不当な扱いを受けることがないように、地域での見守り活動や介護者の孤立を防ぐ支援に取り組んでいきます。

2 基本目標 2 : 地域支援事業の推進

高齢者が住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができる取り組み等を進めます。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

<介護予防・生活支援サービス事業>

【訪問型サービス】

① 介護予防訪問介護（訪問型介護予防事業）

保健師が居宅を訪問して、対象者の生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談指導等を実施しています。

【通所型サービス】

① 介護予防通所介護

利用者がデイサービスセンターに通い、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活の世話や機能訓練を受けることができる事業です。

今後は、対象者に対し声かけ等を行い、利用者の増加を図っていきます。

■介護予防通所介護の利用状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）	4	2	1	2	2	2

② 通所型介護予防事業

運動機能が低下している高齢者に対して、ストレッチや筋力向上トレーニング等の効果的な運動を行い、運動器の機能低下の予防をはじめ、記憶力や判断力の向上を図っています。

今後は、対象者に対し声かけ等を行い、利用者の増加を図っていきます。

■通所型介護予防事業の利用状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）	7	9	7	8	8	8

【その他の生活支援サービス】

① 栄養改善を目的とした配食

75 歳以上の高齢者の方を対象に、食生活改善推進員が調理した弁当を配布し、住民の栄養改善等を図っています。

② 住民ボランティア等が行う見守り

普段から高齢者が自立した生活を送れるよう、また緊急時に支援が必要な方を把握するため、見守りが必要な方に対し民生委員が月に 1 回訪問するとともに、毎月民生委員による「心配ごと相談」を開催しています。

今後も引き続き、民生委員と協力し、事業を進めていきます。

③ 自立支援に資する生活支援

介護保険サービスの訪問型サービスや通所型サービスに準じる介護保険外の事業として、訪問型の介護サービスを実施しています。

現在のところ、事業実績はありませんが、今後も引き続き事業を進めていきます。

【介護予防ケアマネジメント】

① 介護予防ケアマネジメント

ケアマネジャーが要支援者等の状況を把握し、要支援者一人ひとりの状態や置かれている環境等に応じてケアプランを作成するとともに、月に 1 回ケア会議で要支援者等の情報共有を行っています。今後も、ケアマネジャーと連携し、要支援者等の支援を進めていきます。

<一般介護予防事業>

① 介護予防把握事業

毎月、民生委員による「心配ごと相談」を開催するとともに、見守りが必要な方へ民生委員が月に 1 回訪問し、近況の確認を行っています。

現在、「心配ごと相談」の相談者がいないため、今後は、事業の周知を行っていきます。また、今後も民生委員と協力し、事業を進めていきます。

■介護予防把握事業の実施状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実施者数 (人)	28	26	16	16	16	16

② 介護予防普及啓発事業

一人でも多くの高齢者が介護予防に自主的に取り組むことができるよう、社会福祉協議会が各地区で講座や介護予防に関する教室の実施等の意識啓発に取り組んでいます。

現在、講座等の参加者が減少していることから、今後は、対象者への声かけ等を行い、参加者の増加に取り組めます。

■ 予防教室の参加状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数（人）	330	275	130	150	150	150

〈施策の成果・効果に関する指標〉 ※国保データベース(KDB)システム

指標	現状値	第9期目標値
平均自立期間	男性 80.4 歳	男性 83 歳
(要介護1以下の平均年齢)	女性 81.8 歳	女性 85 歳

③ 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材育成を目的に、研修や地域活動組織の育成・支援を推進しています。今後は住民ボランティアに対する関心を高め、一人でも多くの方に参加してもらえよう、研修内容の充実や各地域活動組織と連携を図るとともに周知活動に努めていきます。

④ 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行っています。

現在のところ、事業実績はありませんが、今後も引き続き事業を進めていきます。

⑤ 機能訓練（保健事業）

介護予防の取り組みを機能強化するため、甲州リハビリテーション病院の理学療法士に依頼し、2か月に1度通所、訪問等への助言等を行っています。

今後も引き続き、甲州リハビリテーション病院と連携し、事業を進めていきます。

■ 機能訓練の実施状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数（回）	6	6	6	6	6	6

(2) 包括的支援事業

＜地域包括支援センターの運営＞

① 介護予防ケアマネジメント事業

要支援者の自立保持のため、身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目標とし、高齢者自身が介護予防に主体的に取り組めるよう支援を行っています。本村では、要支援者に対しての介護予防ケアマネジメントは地域包括支援センターで行い、他市町村の家族の所に同居する要支援者のマネジメントは村外の指定居宅介護支援事業所に委託しています。

今後も引き続き、介護予防事業への参加の働きかけや介護予防ケアプランの作成、事業評価等を行い、要支援者一人ひとりのニーズに沿ったケアマネジメントに取り組んでいきます。また、介護保険の要介護者は村外の居宅介護支援事業所に委託しており、緊急時の対応が難しいことから、今後も村外の居宅介護支援事業所と連携し、事業を進めていきます。

② 総合相談支援・権利擁護事業

高齢者が安心して生活を続けていくため、役場担当課に窓口を設置し、総合的な相談支援を行うとともに、相談者にどのような支援が必要か把握・判断し、地域においての適切なサービス提供を行っています。

また、想定される相談は、介護、福祉、保健、医療等多岐にわたっていることから、地域における様々な関係者や機関とネットワークを構築しています。

今後も引き続き、高齢者の心身の状況や家庭環境等について実態把握を行う必要があることから、医療・介護関係者や関係機関と連携し体制の強化を図っていきます。

さらに、現在のところ相談者がいなかったことから、今後は、窓口の周知にも取り組んでいきます。

③ 包括的・継続的マネジメント事業

ケアマネジャーに対し、個々の状況に対して適切なケアマネジメントを行うことができるよう、ケアプラン作成技術の指導や支援困難事例への指導・助言を行い、地域における様々な地域資源との連携・協力体制を強化していきます。

また、ケアマネジャーへの個別支援や研修会への参加を充実させ、ケアマネジャーの質の向上を図っていきます。

④ 地域包括ケア会議の充実

地域包括ケアシステムの実現に向け、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていくことを目的とした地域包括ケア会議を開催しています。会議は、月に1回開催し、役場（保健師）、診療所、社会福祉協議会、ケアマネジャーが参加し、様々な議論を重ねています。

今後も本村では、地域包括ケア会議の5つの機能の地域課題について検討を進めていきます。

■地域包括ケア会議の開催状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数（回）	12	12	12	12	12	12

<在宅医療・介護連携の推進>

① 地域の医療・介護の資源の把握

高齢者が住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、地域の医療・介護の資源を抽出し、把握に取り組んでいます。

② 在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策を検討する会議の開催

医療・介護の両方を必要とする高齢者を支援するため、在宅医療・介護連携に関する課題の抽出と対応策を検討する会議の開催に取り組んでいます。

■課題抽出と対応策を検討する会議の開催状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数（回）	1	1	1	1	1	1

③ 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築推進

在宅での医療・介護を切れ目なく提供することができるよう、各機関との連携やサービスの提供体制の構築を進めています。

④ 医療・介護関係者の情報共有の支援

異なる職域に対する理解を深め、連携を図るため、医療・介護関係者の情報共有の支援に取り組んでいます。

⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

在宅医療・介護に関する相談支援を、地域包括支援センターで行っています。

現在のところ、相談に関する利用者はいませんが、今後も引き続き、いつ希望者が発生してもよいよう、体制を整えていきます。

⑥ 医療・介護関係者の研修

地域の医療・介護関係者の相互理解を深めるため、多職種によるグループワークや事例検討等の研修を開催しています。

■研修の開催状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数（回）	1	1	1	1	1	1

⑦ 地域住民への普及啓発

在宅での医療・介護の推進に向け、地域住民の協力が得られるよう、広報等での周知に取り組んでいます。

■普及啓発の実施状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数（回）	1	1	2	2	2	2

⑧ 在宅医療・介護連携に関する関係市町村との連携

在宅医療・介護の連携に向け、各医療機関や介護関係機関だけでなく、周辺市町村との連携を図りながら、サービス提供体制の充実に取り組んでいきます。

<認知症施策の推進>

① 認知症初期集中支援推進事業

認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりに向け、複数の専門職による認知症初期集中支援チームを構築しています。

現在、対応する事例はありませんが、保健師2名及び専門医の認知症支援チームによる支援の体制はできているため、今後対象者が発生した際は、適切な支援等を行っていきます。

■認知症初期集中支援チームの編成状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
チーム員数（人）	2	2	2	2	2	2

② 認知症地域支援推進員設置事業

認知症になっても、住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、認知症地域支援推進員の活動を進めています。

■認知症地域支援推進員の設置状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
推進員数（人）	2	2	2	2	2	2

<生活支援サービスの体制整備>

① 生活支援コーディネーターの配置

地域で高齢者が自立した生活を送れるよう、社会福祉協議会に委託し、「生活支援コーディネーター」を配置しています。

今後も、地域に不足しているサービスの開発やサービスの担い手育成とその活動する場の確保等のコーディネートを行うとともに、サービス提供主体の連携体制づくり等を通じ、生活支援サービスの充実を図っていきます。

■生活支援コーディネーターの配置状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配置員数（人）	1	1	1	2	2	2

② 協議体の設置

地域包括ケアシステムの深化に向け、地域のボランティアや社会福祉協議会等の関係団体が参加する協議会を年1回開催し、各団体間の情報共有や連携強化を図っています。

■協議会の開催状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数（回）	1	1	1	1	1	1

(3) 任意事業

<介護給付費等適正化事業>

介護給付費等の費用の適正化や不正請求防止に向け、利用者に適正なサービスが提供されるよう、環境の整備や介護給付金の適正化を図っていきます。

① 縦覧点検・医療情報との突合

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行っています。また今後も、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付状況を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行っていきます。

② ケアプランの点検

ケアプランの内容について、「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取り組みの支援を目指します。

③ 要介護認定の適正化

地域包括支援センターの職員が受給者宅を訪問し、要介護認定の更新や区分変更申請に係る認定調査を行い、点検等を実施しています。また今後も、受給者本人に対して、事業者からの介護報酬の請求及び給付状況等について通知していきます。

■要介護認定の適正化の実施状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施件数（件）	37	41	35	40	40	40

④ 住宅改修等の点検

住宅改修の点検により、内容が自立支援につながるものであるか、また適正な内容となっているかを、ケアマネジャーが訪問し、対象者（家族）と確認を行っています。

福祉用具の購入・貸与については、福祉用具利用者等の状況から、福祉用具の必要性や利用状況等の確認を行っています。

<家族介護支援事業>

① 介護家族健康教育

社会問題である「介護疲れ」に対応するため、介護をしている家族等の負担の軽減が課題となっています。そのため、介護を行う家族等に対し、健康に関する教育や講演会を実施し、介護家族等の健康の保持につなげています。

現在のところ、希望者がいないため事業実績はありませんが、今後も引き続き事業を進めていきます。

3 基本目標 3 : 安定した介護保険サービスの提供

支援が必要な高齢者に対して、適正で安定した介護保険サービスの提供に取り組みます。

(1) 居宅介護サービス・介護予防サービス

① 訪問介護

居宅で自立した日常生活が送れるよう、訪問介護員が要介護者等の居宅を訪問して入浴や排せつ、食事等の介護や生活援助を行うサービスです。

		実績値		見込値	見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護	回数(回/月)	12	12	12	12	12	12	12
	人数(人/月)	1	1	1	1	1	1	1

② 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

要介護者等の自宅に入浴車等で訪問し、浴槽を家庭に持ち込んで入浴の援助を行い、身体の清潔保持や身体機能の維持を図るサービスです。

本サービスは、村内にサービス提供事業者がないため、第9期計画期間において必要量は見込んでいませんが、今後の利用ニーズにより適切な対応を検討していきます。

③ 訪問看護／介護予防訪問看護

看護師、理学療法士、作業療法士等が主治医の指示により、要介護者等の自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

本サービスは、村内にサービス提供事業者がないため、第9期計画期間において必要量は見込んでいませんが、今後の利用ニーズにより適切な対応を検討していきます。

④ 訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士が、要介護者等の自宅を訪問して理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うサービスです。

本サービスは、第8期計画期間中にサービスの利用実績がないため、第9期計画期間において必要量は見込んでいませんが、今後の利用ニーズにより適切な対応を検討していきます。

⑤ 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師が要介護者等の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

介護予防居宅療養管理指導は、第8期計画期間中にサービスの利用実績がないため、第9期計画期間において必要量は見込んでいませんが、今後の利用ニーズにより適切な対応を検討していきます。

		実績値		見込値	見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護	人数(人/月)	4	2	0	0	2	2	0
介護予防	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0

⑥ 通所介護（デイサービス）

利用者がデイサービスセンター等に通い、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活の世話や機能訓練を受けるサービスです。

		実績値		見込値	見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護	回数(回/月)	57	71	87	87	87	87	87
	人数(人/月)	4	5	5	5	5	5	5

⑦ 通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

利用者が介護老人保健施設に通い、理学療法士により必要なリハビリテーションを受けるサービスです。

本サービスは、第8期計画期間中にサービスの利用実績がないため、第9期計画期間において必要量は見込んでいませんが、今後の利用ニーズにより適切な対応を検討していきます。

⑧ 短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設等に要介護者等が短期入所し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の介護や機能訓練を受けるサービスです。

介護予防短期入所生活介護は、第8期計画期間中にサービスの利用実績がないため、第9期計画期間において必要量は見込んでいませんが、今後の利用ニーズにより適切な対応を検討していきます。

		実績値		見込値	見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護	日数(日/月)	15	30	30	30	30	30	0
	人数(人/月)	1	4	8	3	3	3	0
介護予防	日数(日/月)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0

⑨ 短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護（ショートケア）

介護老人保健施設や介護療養型医療施設に要介護者等が短期入所し、看護、医学的管理下における機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の介護を受けるサービスです。

本サービスは、村内にサービス提供事業者がないため、第9期計画期間において必要量は見込んでいませんが、今後の利用ニーズにより適切な対応を検討していきます。

⑩ 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

車いすや特殊寝台等の福祉用具の貸し出しを行うサービスです。

		実績値		見込値	見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護	人数(人/月)	7	9	12	12	12	12	12
介護予防	人数(人/月)	1	1	0	0	1	1	0

⑪ 特定福祉用具購入費／特定介護予防福祉用具購入費

車いすや特殊寝台等の福祉用具を購入する場合に、その費用の一部の支給を行うサービスです。

本サービスは、第8期計画期間中にサービスの利用実績がないため、第9期計画期間において必要量は見込んでいませんが、今後の利用ニーズによりサービス提供について検討していきます。

⑫ 住宅改修／介護予防住宅改修

手すりの取り付け、段差の解消等を行うことで要介護者等の日常生活動作に適應した生活環境にするためのサービスで、本村では、1住宅20万円を限度に改修費の9割を支給しています。

本サービスは、第8期計画期間中にサービスの利用実績がないため、第9期計画期間において必要量は見込んでいませんが、今後の利用ニーズによりサービス提供について検討していきます。

⑬ 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホームやケアハウス等に入所している要介護者等について、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の介護、機能訓練及び療養上の介護を行うサービスです。

本サービスは、村内にサービス提供事業者がないため、他市町村の施設を利用しています。また、介護予防特定施設入居者生活介護は、第8期計画期間中にサービスの利用実績がないため、第9期計画期間において必要量は見込んでいませんが、今後の利用ニーズにより適切な対応を検討していきます。

		実績値		見込値	見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護	人数(人/月)	3	3	2	3	3	2	2
介護予防	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0

⑭ 居宅介護支援／介護予防支援

利用者が居宅サービスを適切に受けられるよう、利用者の心身の状況や置かれている環境、意向等を勘案して居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するサービスです。

介護予防支援は、第8期計画期間中にサービスの利用実績がないため、第9期計画期間において必要量は見込んでいませんが、今後の利用ニーズにより適切な対応を検討していきます。

		実績値		見込値	見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護	人数(人/月)	14	17	20	19	20	20	18
介護予防	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0

(2) 地域密着型サービス

① 定期巡回／随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

本サービスは、村内にサービス提供事業者がないため、第9期計画期間において必要量は見込んでいませんが、今後の利用ニーズにより適切な対応を検討していきます。

② 夜間対応型訪問介護

夜間の定期的な巡回訪問、または通報を受けて要介護者の居宅で要介護者の介護を行うサービスです。

本サービスは、村内にサービス提供事業者がないため、第9期計画期間において必要量は見込んでいませんが、今後の利用ニーズにより適切な対応を検討していきます。

③ 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

脳血管疾患やアルツハイマー型認知症、その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度まで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態である方を対象に、デイサービスセンター等において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常的生活上の介護や機能訓練を行うサービスです。

本サービスは、村内にサービス提供事業者がないため、第9期計画期間において必要量は見込んでいませんが、今後の利用ニーズにより適切な対応を検討していきます。

④ 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

要介護者の居宅での介護、もしくは当該拠点に通うか短期間宿泊する等して、日常生活の介護を行う事業です。

本サービスは、村内にサービス提供事業者がないため、第9期計画期間において必要量は見込んでいませんが、今後の利用ニーズにより適切な対応を検討していきます。

⑤ 認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

認知症のある高齢者を対象にグループホームで共同生活しながら、食事、入浴等の日常生活の介護等を行うサービスです。

本サービスは、第8期計画期間中にサービスの利用実績がないため、第9期計画期間において必要量は見込んでいませんが、今後の利用ニーズによりサービス提供について検討していきます。

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が 29 名以下で入居者が要介護者、その配偶者等に限定されている有料老人ホームに入居している要介護者に対して介護を行うサービスです。

本サービスは、村内にサービス提供事業者がないため、第 9 期計画期間において必要量は見込んでいませんが、今後の利用ニーズにより適切な対応を検討していきます。

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が 29 名以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者を対象に介護を行うサービスです。

本サービスは、村内にサービス提供事業者がないため、第 9 期計画期間において必要量は見込んでいませんが、今後の利用ニーズにより適切な対応を検討していきます。

⑧ 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護等、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを複合型事業所において組み合わせて提供するサービスです。

本サービスは、村内にサービス提供事業者がないため、第 9 期計画期間において必要量は見込んでいませんが、今後の利用ニーズにより適切な対応を検討していきます。

⑨ 地域密着型通所介護

既存のデイサービスである通所介護・介護予防通所介護のうち、利用定員が 18 名以下の小規模な施設が提供するサービスで、通所介護同様、日常生活の介護や機能訓練を受けるサービスです。

		実績値		見込値	見込量			
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度
介護	回数(回/月)	77	74	92	92	90	90	78
	人数(人/月)	7	9	8	8	8	8	7

(3) 施設サービス

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

日常生活で常時介護が必要で、在宅では適切な介護が困難な高齢者を対象に特別養護老人ホームに入所し、日常生活上の介護や機能訓練、健康管理、療養上の支援を行うサービスです。

		実績値		見込値	見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護	人数(人/月)	15	11	9	10	10	10	7

② 介護老人保健施設

病状が安定し、入院治療が必要でなくなった高齢者が自宅に戻ることができるように看護、医学的管理下における介護及び機能訓練や日常生活上の世話を受けるサービスです。

		実績値		見込値	見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護	人数(人/月)	3	3	2	3	3	3	2

③ 介護療養型医療施設（介護医療院）

急性期の治療が終わり、病状が安定期にあるものの家庭での生活に支障があり、長期間の療養や看護を必要とする高齢者を対象に、日常生活を営むことができるよう、療養上の管理や看護、医学的管理の下における介護、機能訓練及び医療を受けるサービスです。

本サービスは、村内にサービス提供事業者がないため、現在のところ第9期計画期間において必要量は見込んでいませんが、今後の利用ニーズにより適切な対応を検討していきます。

第5章

介護保険事業費の算定

1 介護予防給付費・介護給付費の見込み

第9期計画期間中及び令和12年度の介護保険事業に係る費用として必要となる額は、次のように推計されます。

(1) 介護予防給付費の見込み

単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
(1) 介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	0	0	0	0
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	0	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	0	0	0	0
介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	0	97	97	0
特定介護予防福祉用具購入費	0	0	0	0
介護予防住宅改修	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
(2) 地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
(3) 介護予防支援				
	0	0	0	0
合計	0	97	97	0

(2) 介護給付費の見込み

単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
(1) 居宅サービス				
訪問介護	462	463	463	463
訪問入浴介護	0	0	0	0
訪問看護	1,479	1,481	1,111	1,111
訪問リハビリテーション	0	0	0	0
居宅療養管理指導	0	263	263	0
通所介護	8,763	8,774	8,774	8,774
通所リハビリテーション	0	0	0	0
短期入所生活介護	2,909	2,913	2,913	0
短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0
福祉用具貸与	1,552	1,655	1,372	1,918
特定福祉用具購入費	0	0	0	0
住宅改修費	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	8,149	8,160	5,440	5,440
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	8,365	8,351	8,351	7,182
認知症対応型通所介護	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
(3) 施設サービス				
介護老人福祉施設	29,219	29,256	29,256	19,660
介護老人保健施設	11,997	12,012	12,012	7,779
介護医療院	0	0	0	0
(4) 居宅介護支援	3,751	3,945	3,945	3,536
合計	76,646	77,273	73,900	55,863

(3) 総給付費の見込み

単位：千円

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
総 給 付 費	76,646	77,370	73,997	55,863
在宅サービス	27,281	27,942	27,289	22,984
居住系サービス	8,149	8,160	5,440	5,440
施設サービス	41,216	41,268	41,268	27,439

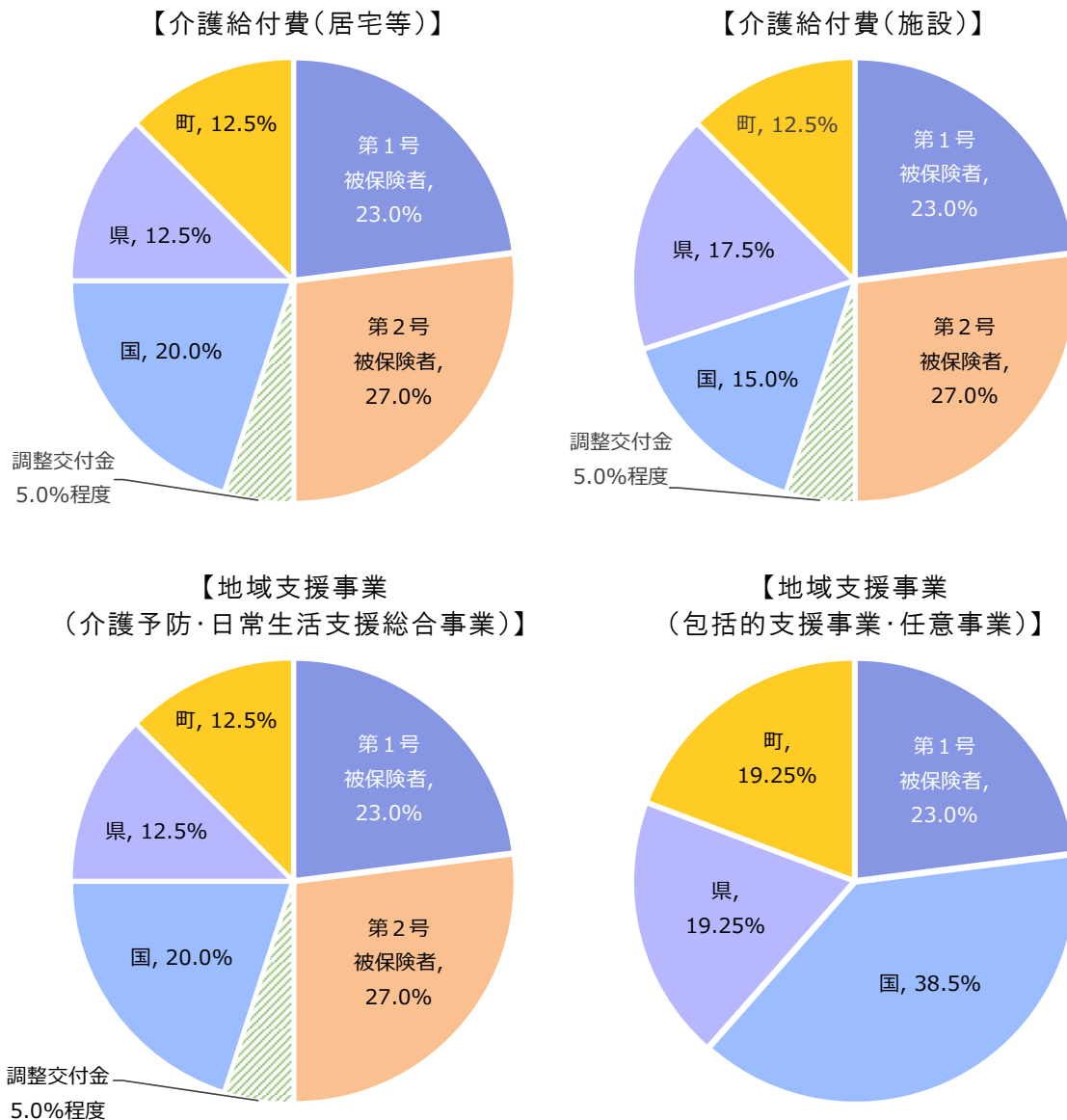
※端数処理の関係により、合計等の数字が合わないものがあります。

2 介護保険料の算出

(1) 介護保険給付費の財源構成

保険給付を行うための財源は、下図のとおり公費（国・県・市町村）と保険加入者の保険料で賄われています。保険給付の費用は原則として公費 50%、第 1 号被保険者（65 歳以上の方）23%、第 2 号被保険者（40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者）27%の負担割合となっています。

■介護保険給付費の財源内訳



(2) 標準給付費見込額等の推計

前述した総給付費に、一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額等を加えた総給付費を算出するとともに、さらに高額介護サービス費等を加え、標準給付費見込額等の推計額について示すと次のようになります。

■ 標準給付費見込額等の推計

単位：千円

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
標準給付費見込額（A）	82,065	82,772	79,470	61,067
総給付費	76,646	77,370	73,997	55,863
特定入所者介護サービス費等給付額	4,073	4,061	4,114	3,912
高額介護サービス費等給付額	1,279	1,275	1,292	1,228
高額医療合算介護サービス費等給付額	0	0	0	0
算定対象審査支払手数料	66	66	67	65
地域支援事業費見込額（B）	1,484	1,480	1,492	1,460
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,239	1,236	1,245	1,221
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	245	244	247	239
包括的支援事業（社会保障充実分）	0	0	0	0
合計（A）＋（B）	83,549	84,252	80,962	62,527

※端数処理の関係により、合計等の数字が合わないものがあります。

(3) 保険料基準額の算定

第9期の保険料基準額は、推計された総費用を基に算出すると、基準月額では5,600円となります。

なお、第9期の保険料基準額の設定においては、第8期までの保険料余剰金を積み立てている介護保険給付費準備基金を取り崩して、保険料の財源に充当しています。

■介護保険料基準額の推計

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
標準給付費見込額 (A)	円	82,064,930	82,772,053	79,470,083	244,307,066
地域支援事業費見込額 (B)	円	1,484,314	1,480,290	1,492,360	4,456,964
介護保険事業費 [A + B = (C)]	円	83,549,244	84,252,343	80,962,443	248,764,030
第1号被保険者負担分相当額 [C × 23% = (D)]	円	19,216,326	19,378,039	18,621,362	57,215,727
調整交付金相当額 [(A+介護予防・日常生活支援総合事業費) × 0.05 = (E)]	円	4,165,204	4,200,413	4,035,757	12,401,374
調整交付金見込割合 (F)	%	11.41	9.95	10.25	
調整交付金見込交付額 [(A+介護予防・日常生活支援総合事業費) × (F) = (G)]	円	9,505,000	8,359,000	8,273,000	26,137,000
市町村特別給付費 (H)	円	0	0	0	0
保険料収納基準額 [D + E - G + H = (I)]	円				43,480,100
財政安定化基金拠出金償還額 (J)	円	0	0	0	0
介護保険支払準備基金取崩額 (K)	円				45,000
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額 (L)	円				345,000
保険料収納必要額 [I + J - K - L = (M)]	円				43,090,100
予定保険料収納率 (N)	%	99.0			
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (O)	人	216	215	217	648
保険料基準額 (月額) [M ÷ N ÷ O ÷ 12]	(円)				5,600

※端数処理の関係により、合計等の数字が合わないものがあります。

(4) 第1号被保険者の所得段階別保険料額

第9期の所得段階別保険料額は、低所得層への緩和措置と高所得層の細分化のため、第8期の9段階から13段階へと変更しています。

■ 第1号被保険者の所得段階別保険料額

所得段階	住民税	所得条件	基準に対する割合	月間保険料額 (円)	年間保険料額 (円)
第1段階	世帯全員 非課税	生活保護の受給者 老齢福祉年金の受給者 本人の合計所得金額+課税年金収入額が 80万円以下	0.285	1,600	19,200
第2段階		本人の合計所得金額+課税年金収入額が 80万円超120万円以下	0.485	2,800	33,600
第3段階		本人の合計所得金額+課税年金収入額が 120万円超	0.685	3,900	46,800
第4段階	本人非課税 (世帯課税)	本人の合計所得金額+課税年金収入額が 80万円以下	0.90	5,100	61,200
第5段階		本人の合計所得金額+課税年金収入額が 80万円超	1.00	5,600	67,200
第6段階	本人課税	本人の合計所得額が120万円未満	1.20	6,800	81,600
第7段階		本人の合計所得額が120万円以上210万円未満	1.30	7,300	87,600
第8段階		本人の合計所得額が210万円以上320万円未満	1.50	8,400	100,800
第9段階		本人の合計所得額が320万円以上420万円未満	1.70	9,600	115,200
第10段階		本人の合計所得額が420万円以上520万円未満	1.90	10,700	128,400
第11段階		本人の合計所得額が520万円以上620万円未満	2.10	11,800	141,600
第12段階		本人の合計所得額が620万円以上720万円未満	2.30	12,900	154,800
第13段階		本人の合計所得額が720万円以上	2.40	13,500	162,000

1 連携体制の強化

(1) 保健・医療・福祉の連携

高齢者が住み慣れた地域でいきいきとした生活を過ごすという目標に向け、高齢者の生活の質の確保や介護予防の取り組みを推進していく必要があります。第8期期間中には、定期的に関係者との情報交換を実施し、連携を図ってきました。

今後は、介護保険制度の維持及び地域支援事業等の推進にあたり、村内の医療・福祉の連携を強化するとともに、他市町村の病院への搬送に関する情報共有を図る等、関係機関とのより緊密な連携を図り、情報交換や専門的ケア及び保健・福祉サービス等の充実に取り組んでいきます。

(2) 関係団体との連携

社会福祉協議会は、村民や当事者、ボランティア、社会福祉事業や関連分野の関係者等が構成員として積極的に参加し、行政では手の届かないきめ細やかな分野で、高齢者の生活を支援しています。また、丹波山村民生委員児童委員協議会では、認知症等を有する高齢者への援助をはじめ、生活上の様々な問題を抱えている方々の相談・援助を行う体制をとっています。

今後も引き続き、関係機関や団体と連携することで、高齢者の見守り等の活動を通じ高齢者の生活への支援を強化するとともに、村内の地域福祉を充実し、保健・医療・福祉の円滑な実施に向けた取り組みを進めていきます。

(3) 地域共生社会実現に向けた連携

人と人、人と資源が世代を越えて「丸ごと」つながることで、共に支え合う地域を創っていくためには、各家庭をはじめとして行政等のあらゆる地域の構成メンバーが、それぞれの役割を担いながら「我が事」として協力していくことが必要となります。

本村では現在、住民相互の助け合いの地域づくりに向け、住民と行政が十分に協議しきれていないことから、今後は、住民相互の助け合いに向けた意識啓発を行うとともに、住民との協議の場を設け、今ある地域資源を十分に活用する中で住民相互の助け合いによる支援の仕組みづくりを進めていきます。

(4) 山梨県及び近隣市町村との連携

本村では人口規模が小さく、必要とされる介護サービスを村内で提供することが困難な事例が見られる中、県や保健福祉事務所、近隣市町村と連携し、介護サービスの提供を行っています。

ただし第8期期間中では、近隣市町村との連携が十分でなかったことから、今後は県や保健福祉事務所とともに、近隣市町村との情報共有をはじめとした連携をより強化し、村内において提供が困難なサービス等に関する課題の解決に取り組んでいきます。

2 情報提供と相談体制の充実

(1) 制度の周知等情報提供の充実

介護保険制度や各サービスの利用・契約に役立つ知識やサービス事業者等の情報を利用者に継続的に提供するとともに、利用者や介護者相互間の情報交換の機会づくりを整備していきます。

情報提供については、制度の周知が十分でなかったことから、広報やパンフレット等による周知活動に取り組んでいきます。

(2) 相談・苦情窓口の充実

サービスの内容や事業者等、様々な苦情や相談等については、地域包括支援センターにおいて受け、関係機関と連携し対応していきます。寄せられた相談、苦情内容については、村が取りまとめ、サービス改善等へと役立てていきます。

また、相談・苦情窓口については、窓口の周知が十分でなかったことから、広報等による周知活動に取り組んでいきます。

3 サービス手続きの簡素化

(1) 申請窓口の統合及び効率化

高齢者が安心して介護保険制度を利用できることを目的に、本村では住民生活課が窓口となり、保健・医療・福祉の申請窓口を統合しています。

今後も引き続き、各種サービスの手続きの簡素化や様式例の活用による標準化、ICT等の活用に取り組んでいきます。

4 介護人材の確保等に向けた取り組み

(1) 介護人材確保と業務効率化

全国的な介護人材不足が課題となる中で、本村においても、関連部署と連携し、地域包括ケアシステムを支える担い手の継続的な確保と育成及び離職防止に取り組んでいきます。あわせて、更なる業務効率化に向け、各種サービスの手続きの簡素化やICT等の活用に取り組んでいきます。

また、本村では、介護人材として事業者とともに高齢者の家族が重要な役割を担ってくるため、高齢者の家族の支援について取り組んでいくこととなります。さらに、少子高齢化によりサービス提供の担い手が不足することが考えられる中、元気な高齢者がサービスの担い手として活躍できる環境づくりや介護を担う職場の魅力発信等について検討していきます。

5 災害や感染症対策に係わる体制整備

(1) 災害時等における支援体制の充実

近年、全国的に多発している大雨等の自然災害により、生命に危険が及ぶことや尊い命が失われる事例が発生しており、本村においても、急峻な山々と河川が多く、土砂崩れや水害等の危険箇所が多く存在しています。

高齢者等の特に配慮を要する要配慮者や要介護認定者等の避難行動要支援者が災害等の発生時に安全に避難できるよう、「地域防災計画」との整合性を図りながら、地域の村民の協力による自主的な支援体制の構築や対象者の把握に取り組んでいきます。また、災害時等の安否確認や避難行動の支援を迅速に行い、その後の避難生活を安全に過ごせるよう備品の配備等を行っていきます。

(2) 感染症対策の充実

新たな感染症の発生時においても、支援を必要とする高齢者に途切れることなく支援を継続できるよう、感染拡大防止に向けた住民周知や職員への研修等を通じた人材育成を実施していきます。また、感染症が発生した際には、山梨県と対策に関する協力体制の構築や情報を共有し、住民相談をはじめ、要支援者への支援、予防接種の実施等について対応していきます。さらに、感染拡大を防止するため、マスクを始めとした防護具や消毒液の備蓄等を行っていきます。

1 丹波山村介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本村の介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の策定に際し、広く村民の意見を求めるため、丹波山村介護保険事業計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項について検討を行い、丹波山村介護保険事業計画及び丹波山村高齢者保健福祉計画を策定するものとする。

(1) 介護保険事業計画

- ア 計画の目的及び理念
- イ 計画作成体制
- ウ 計画期間
- エ 計画の点検
- オ 要介護者等の実態把握のための調査結果
- カ 要介護者等の現状
- キ 計画期間の各年度における要介護者等の状況
- ク 各年度ごとの介護給付等対象サービス量の見込み
- ケ 介護給付等対象サービスの提供の現状及び評価
- コ 各年度における介護給付等対象サービスの見込量の確保のための方策
- サ 事業者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等サービスの円滑な提供を図るための事業
- シ 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために必要と認める事項
- ス 介護保険の事業量の見込み

(2) 高齢者保健福祉計画

- ア 計画の目的
- イ 高齢者等の現状
- ウ 老人保健福祉計画の基本目標
- エ 保健福祉サービスの目標量と提供体制の整備目標
- オ 保健福祉サービス等の現状と実施目標
- カ 保健福祉サービス推進体制の整備
- キ 保健福祉の環境整備
- ク 生きがい・健康づくり対策の推進
- ケ 高齢者等のバリアフリー化
- コ 計画の推進

(組織)

第3条 策定委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる職にある者のうちから村長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民生委員児童委員協議会の代表者
- (3) 地区区長会の代表者
- (4) 社会福祉協議会訪問介護事業の代表者
- (5) 社会福祉協議会通所介護事業の代表者
- (6) 社会福祉協議会居宅介護支援事業の代表者
- (7) 医科診療所の代表者
- (8) 老人クラブ連合会の代表者

3 委員の任期は、計画の策定が終了するまでとする。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第6条 策定委員会は、その所掌事務の遂行に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、住民生活課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 9 月 1 日)

この要綱は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

丹波山村高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

発行日：令和6年3月

発行：丹波山村 住民生活課

〒409-0300 山梨県北都留郡丹波山村 2450 番地

TEL：0428-88-0211 FAX：0428-88-0207

URL：<https://www.vill.tabayama.yamanashi.jp>

丹波山村